

中山間地域等直接支払制度 第5期対策中間年評価書

令和5年8月

農林水産省

【目次】

1 中間年評価の目的と概要

- (1) 中間年評価の目的・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 各段階における評価等・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 集落協定の自己評価・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 市町村・道府県の自己評価・・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 集落協定等に対するアンケート調査・・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) 集落協定等における次期対策の意向・・・・・・・・・・・・・ 10
- (7) 市町村・道府県が作成する中間年評価書・・・・・・・・・・・・・ 11

2 中間年評価結果の概要

- (1) 市町村による協定活動の評価結果等の概要・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 市町村による推進体制等に対する自己評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 次期対策の継続意向・・・・・・・・・・・・・ 18

3 次期対策に向けた主な検討課題・検討方向

- (1) 本制度の効果と主な課題・・・・・・・・・・・・・ 20
- (2) 主な課題と、課題を踏まえた検討方向・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 次期対策の検討に当たって参考となる国・道府県の第三者委員会における特徴的な意見等・・・・・・・・・・・・・ 23

4 市町村による協定の活動状況についての評価

- (1) ①協定の活動及び目標達成見込みに対する全体評価結果・・・・・・・・・・・・・ 26
- ②集落マスタープラン（必須）の活動に対する評価・・・・・・・・・・・・・ 28
- ③農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）に対する評価・・・・・・・・・・・・・ 29
- ④集落戦略の作成見込みに対する評価・・・・・・・・・・・・・ 30
- ⑤加算の目標達成見込みに対する評価・・・・・・・・・・・・・ 32

4 市町村による協定の活動状況についての評価（つづき）

- (2) ①利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託（必須）に対する評価・・・・・・・・・・・・・ 34
- ②農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価・・・・・・・・・・・・・ 35
- ③利用権の設定等として取り組むべき事項に対する評価・・・・・・・・・・・・・ 36
- ④超急傾斜農地保全管理加算に対する評価・・・・・・・・・・・・・ 37
- 参考1 安全に配慮した共同取組活動の状況・・・・・・・・・・・・・ 38

5 市町村による協定に対する指導・助言

- (1) 市町村における評価結果が「△」又は「×」の協定に対する指導・助言の概要・・・・・・・・・・・・・ 40
- (2) ①集落マスタープランに対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・ 41
- ②農業生産活動等として取り組むべき事項に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・ 42
- ③集落戦略の作成に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・ 44
- ④加算に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・ 45
- ⑤利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業の受委託の状況に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・ 48

6 市町村、道府県の推進体制等に対する自己評価

- ①本制度を実施する市町村の推進体制等に関する自己評価・・・・・・・・・・・・・ 50
- ②市町村・道府県による協定の統合・広域化等に対する支援の状況・・・・・・・・・・・・・ 51
- ③市町村・道府県が本制度の推進や協定活動の目標達成に向けて連携している関係機関・・・・・・・・・・・・・ 53
- ④市町村・道府県による本制度の推進や協定活動への支援、関係機関との連携についての自己評価・・・・・・・・・・・・・ 55
- 参考2 集落協定からの本制度に関する要望等・・・・・・・・・・・・・ 56

【目次】(つづき)

7 集落協定等に対するアンケート調査結果

- (1) ①集落協定等が本制度に取り組んだことによる全体的な効果
・加算に取り組んだことによる効果・・・・・・・・・・ 59
- ②集落協定等が本制度に取り組まなかった場合の農用地の
荒廃状況等・・・・・・・・・・ 61
- ③集落協定が集落戦略を作成したことによる効果・・・・・・・・ 62
- ④集落協定が実施している各種活動・・・・・・・・・・ 63
- ⑤集落協定と廃止協定における、協定対象農用地と農業集落
の農用地の範囲・・・・・・・・・・ 65
- (2) 個別協定における今後の経営意向・・・・・・・・・・ 66
- (3) ①廃止協定における集落の状況・・・・・・・・・・ 67
- ②廃止協定における5年後（R10年）の集落の状況等・・・・ 69
- (4) ①未実施集落における農用地の状況等・・・・・・・・・・ 70
- ②未実施集落における集落の状況・・・・・・・・・・ 72
- ③未実施集落における、本制度の認知度、今後の取組意向・・ 73
- (5) ①本制度実施市町村における第5期対策の効果・・・・・・・・ 74
- ②本制度実施市町村が要望する支援等・・・・・・・・・・ 76
- ③本制度実施市町村における次期対策の協定数等・・・・・・・・ 78
- ④本制度実施市町村における5年後（R10年度）の農用地の
荒廃状況、今後の農村RMOの推進意向・・・・・・・・・・ 80
- ⑤本制度実施市町村における集落戦略の作成を推進するに
当たって苦労した点・工夫した点・・・・・・・・・・ 82

8 次期対策の継続意向

- (1) ①次期対策の継続・広域化の意向（集落協定）・・・・・・・・ 85
- ②次期対策の継続・広域化の意向（個別協定）・・・・・・・・ 87
- ③集落協定役員の状況と次期対策の役員の役員の目途・・・・ 88
- (2) 集落協定における事務の委託状況・・・・・・・・・・ 89

9 道府県及び道府県第三者委員会における特徴的な意見等

- (1) 制度の在り方・・・・・・・・・・ 91
- (2) 農用地の利用・・・・・・・・・・ 91
- (3) ①制度の課題（事務負担の軽減）・・・・・・・・・・ 92
- ②制度の課題（協定の統合・広域化）・・・・・・・・・・ 92
- ③制度の課題（活動のサポート）・・・・・・・・・・ 92
- ④制度の課題（多様な組織との連携）・・・・・・・・・・ 93
- ⑤制度の課題（農村RMOの推進）・・・・・・・・・・ 93
- ⑥制度の課題（その他）・・・・・・・・・・ 93

1 中間年評価の目的と概要

1-(1) 中間年評価の目的

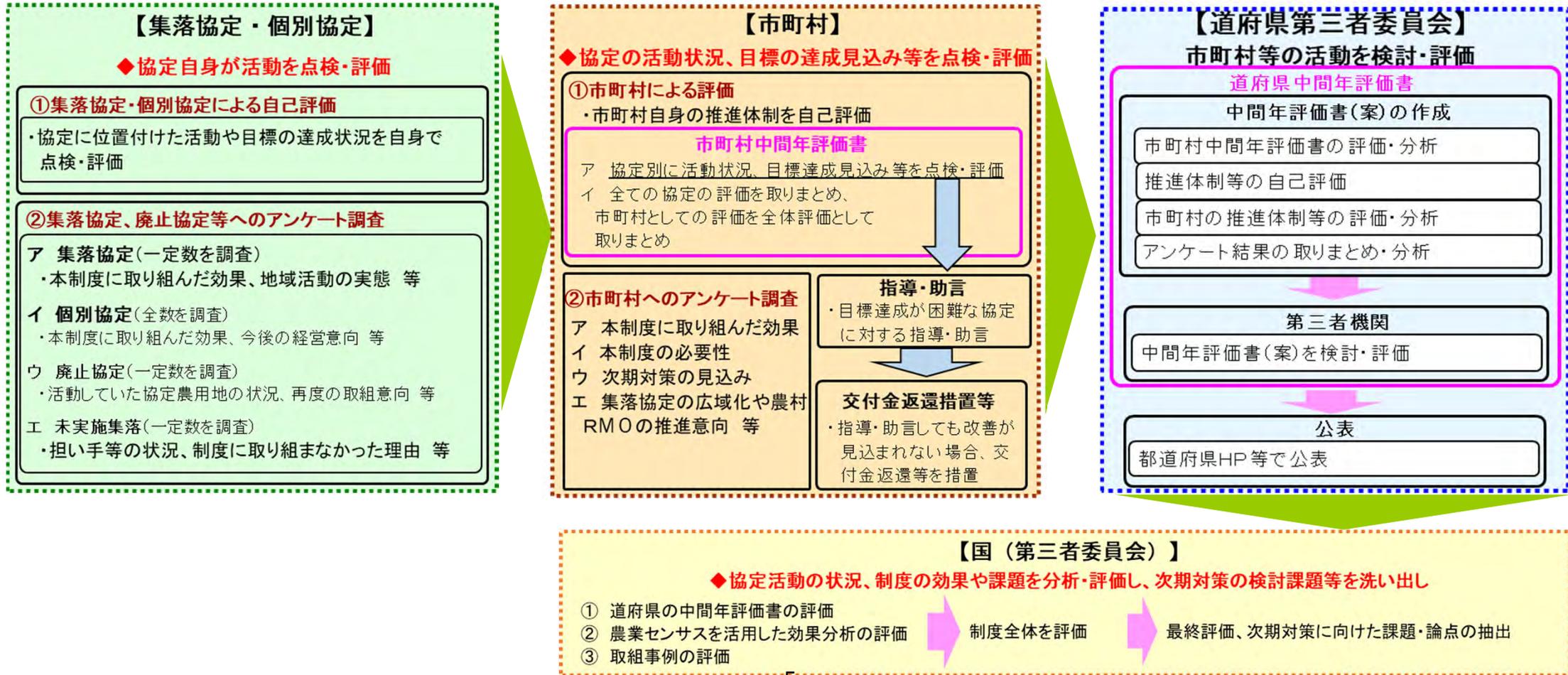
【第5期対策における中間年評価の目的とねらい、流れ】

【目的】 協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の主旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、R6年度の最終評価における検討課題の洗い出し、R7年度からの次期対策に向けた検討に資するものとする。

【各段階における中間年評価のねらい】

- | | | | |
|--|---|---|--|
| <p>1 集落段階</p> <p>○ 協定自身がR4年度時点の活動状況を点検するとともに、R6年度末における目標達成状況を評価</p> | <p>2 市町村段階</p> <p>○ 管内の協定の活動状況、目標達成見込み等を点検・評価し、目標達成が困難な協定に対する指導・助言</p> | <p>3 道府県段階(第三者委員会)</p> <p>○ 管内全体の協定活動の状況やアンケートによる制度の効果等を踏まえ、課題を検討・評価</p> | <p>4 国段階(第三者委員会)</p> <p>○ 協定活動の状況、制度の効果や課題を検討・評価し、次期対策の検討課題等を洗い出し</p> |
|--|---|---|--|

【中間年評価の流れ】



1-(2) 各段階における評価等

| | 集落協定・個別協定等 | 市町村 | 道府県 | 国 |
|-------------|--|---|---|---|
| 活動状況等の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○ R4年度時点の活動状況を点検するとともに、R6年度末における目標達成状況を評価 | <ul style="list-style-type: none"> ① 協定別に活動状況、目標達成見込み等を点検・評価(このほか、目標達成が困難な協定に対する指導・助言を実施) ② 全ての協定の点検・評価結果を取りまとめ、市町村として全体評価を実施(中間年評価書の作成) ※自らの推進体制を評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県全体の活動状況を分析・評価 ※自らの推進体制を評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定の活動状況を分析・評価 |
| アンケート調査 | 集落協定等に対するアンケート <ul style="list-style-type: none"> ① 集落協定・個別協定 <ul style="list-style-type: none"> ・本制度に取り組んだ効果 等 ② 廃止協定 <ul style="list-style-type: none"> ・農用地の状況 等 ③ 未実施集落 <ul style="list-style-type: none"> ・制度に取り組まなかった理由 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対するアンケート <ul style="list-style-type: none"> ・本制度に取り組んだ効果 ・次期対策の見込み ・集落協定の広域化の意向 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落協定や市町村に対して実施したアンケート結果を基に、制度の効果等を分析・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート結果を基に、制度の効果等を分析・評価 |
| 第三者委員会による評価 | <ul style="list-style-type: none"> ① 活動状況や制度の効果等を分析・評価した中間年評価書を道府県が作成 ② 第三者委員会を開催し、中間年評価書の内容について検討・評価(R5年2月末までに実施) | | <ul style="list-style-type: none"> ① 第三者委員会を開催し、 <ul style="list-style-type: none"> ・センサスデータを活用した効果分析、活動事例を評価(R5年3月) ・本制度の効果等を評価(R5年6月) ・協定の活動状況を評価(R5年8月) ② 最終評価、次期対策に向けた検討課題・論点の洗い出し(R5年8月) | |

1-(3) 集落協定の自己評価

【集落協定が行う自己評価項目と、市町村による集落協定の評価基準】

集落協定は、自身が定めた活動や目標について、中間年（R4年度）の実施状況を点検し、最終年（R6年度末）における目標達成見込みを評価する。

市町村は、各集落協定が行った点検・評価結果を評価基準に基づき活動内容毎に評価した上で、全体評価の基準に基づいて、当該集落協定を評価（全体評価）する。

集落協定の自己評価

☞ R4年度の実施状況及びR6年度末の実施見込みを自己評価

- 1 集落マスタープランに係る活動【全ての協定】
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項【全ての協定】
 - (1) 耕作放棄の防止等の活動
 - (2) 水路・農道等の管理
 - (3) 多面的機能を増進する活動
 - (4) 安全に配慮した共同取組活動

☞ R6年度末の作成見込みを自己評価

- 3 集落戦略の作成見込み【体制整備単価協定】
 - (1) 集落戦略の話合いの回数・参加者
 - (2) 集落戦略の作成見込み

☞ R6年度末の目標達成見込みを自己評価

- 4 加算措置の目標達成見込み【加算実施協定】
 - (1) 棚田地域振興活動加算
 - (2) 超急傾斜農地保全管理加算
 - (3) 集落協定広域化加算
 - (4) 集落機能強化加算
 - (5) 生産性向上加算

市町村による評価基準

- 1 集落マスタープランに係る活動
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項

- ◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- :最終年においても活動の実施が見込まれる
- △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×:最終年においても活動の実施が困難

- 3 集落戦略の作成見込み

- ◎:最終年までに作成が確実に見込まれる(作成済み)
- :最終年までに作成が見込まれる
- △:最終年までの作成に不安がある
- ×:最終年までの作成見込みが立っていない

- 4 加算措置の目標達成見込み

- ◎:最終年までに目標達成が確実に見込まれる(目標達成済み)
- :最終年までに目標達成が見込まれる
- △:市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
- ×:市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

全体評価

全体評価の基準

- 優:評価項目の1から4が◎又は○であること
- 良:評価項目の1から4に×がなく、1と2及び4に△がないこと
- 可:評価項目の1から4に×がないこと
- 不可:評価項目の1から4に×があること

1－(4) 市町村・道府県の自己評価

【市町村及び道府県による本制度の推進体制等に関する自己評価の項目】

本制度の効果的な推進のため、

- ① 市町村は、集落協定等に対する支援や本制度の推進体制について、自身で点検・評価する。
- ② 道府県は、市町村及び道府県の出先機関に対して行った支援や制度の推進体制について、自身で点検・評価する。

市町村による自己評価

1 市町村の推進体制

本制度の推進に当たって、市町村の体制や集落協定に対する支援状況について自己点検

- ① 制度に関係する職員数・業務日数
- ② 協定の統合・広域化等に対する支援状況
- ③ 廃止協定、未実施集落に対する支援の状況
- ④ 集落戦略の作成に対する支援の状況

2 関係機関との連携状況

本制度の推進及び集落協定による活動目標の達成に向けた支援に当たって、連携している関係機関・団体の状況について自己点検

3 本制度の推進に対する自己評価

「1 市町村の推進体制」及び「2 関係機関との連携状況」の自己点検結果について、自己評価する

- ◎：十分な推進や支援を行っている
- ：一定程度の推進や支援を行っている
- △：推進や支援を十分していない
- ×：推進や支援をしていない

道府県による自己評価

1 市町村及び道府県の出先機関に対して行った本制度の推進内容

本制度の推進に当たって、市町村等に対する支援状況について自己点検

- ① 協定の統合・広域化等に対する支援状況
- ② 廃止協定、未実施集落に対する支援の状況
- ③ 集落戦略の作成に対する支援の状況

2 関係機関との連携状況

本制度の推進及び集落協定による活動目標の達成に向けた支援に当たって、連携している関係機関・団体の状況について自己点検

3 本制度の推進に対する自己評価

「1 市町村及び道府県の出先機関に対して行った本制度の推進内容」及び「2 関係機関との連携状況」の自己点検結果について、自己評価する

- ◎：十分な推進や支援を行っている
- ：一定程度の推進や支援を行っている
- △：推進や支援を十分していない
- ×：推進や支援をしていない

1- (5) 集落協定等に対するアンケート調査

【調査の標本数、調査対象、調査項目】

集落協定等に対してアンケートを行い、本制度を実施したことによる効果、集落協定が行っている地域活動の実態や連携組織等を調査し、次期対策の検討に資する。

活動を廃止した集落協定（以下「廃止協定」という。）やこれまで本制度に取り組んだことのない集落（以下「未実施集落」という。）に対してアンケートを行い、農地の利用状況のほか、地域活動の実態等を調査し、次期対策の推進の在り方や中山間地域対策全般の検討に資する。

1 調査標本数

| | 集落協定 | 個別協定 | 廃止協定 | 未実施集落 | 市町村 |
|--------|--------|------|-------|-------|------|
| 調査対象数計 | 23,421 | 564 | 1,568 | 6,308 | 990 |
| 標本数 | 4,681 | 564 | 626 | 1,264 | 990 |
| 標本抽出率 | 20% | 100% | 40% | 20% | 100% |

3 調査項目

1 集落協定、個別協定

- ① 協定の農用地と農業集落の農用地の範囲（集落協定のみ）
- ② 集落戦略作成に当たっての工夫や作成による効果（集落協定のみ）
- ③ 第5期対策による効果、本制度に取り組まなかった場合の農地の荒廃状況
- ④ 集落協定が実施している地域活動と連携する組織（今後の意向）
- ⑤ 個別協定の今後の経営意向 等

2 廃止協定

- ① 協定活動をしていた農用地の現在の状況
- ② 集落の共同活動の状況
- ③ 5年後の農地やリーダー等の状況
- ④ 本制度への再度の取組意向 等

3 未実施集落

- ① 集落のリーダーの有無や共同活動の状況
- ② 農用地の状況（5年後の状況を含む）
- ③ 本制度に取り組まなかった理由、今後の取組意向 等

4 市町村

- ① 第5期対策による効果、本制度の必要性
- ② 本制度の改善点
- ③ 次期対策の協定数の見込み、広域化の推進意向
- ④ 集落戦略作成に当たっての工夫や作成による効果
- ⑤ 農村RMOへの推進意向

2 アンケート対象と調査標本の抽出法

1 集落協定、個別協定

R2年度に本制度を実施した集落協定及び個別協定

2 廃止協定

第4期対策末（R1年度）で活動を廃止した集落協定のうち、交付面積が10ha未満、かつ廃止理由が「5年間続ける自信がない」又は「リーダーがいない」とした集落協定。

3 未実施集落

農林統計上の中山間地域がある市町村の中で、第5期対策において本制度を実施した協定が存在しない農業集落。

4 市町村

R2年度に本制度を実施した市町村。

調査標本の抽出方法

「個別協定」及び「市町村」は対象数が少ないため全数調査として実施する一方、これ以外は市町村の事務負担軽減の観点から、層化抽出法により一定数を抽出して実施。

1-(6) 集落協定等における次期対策の意向

【次期対策への活動の継続意向】

すべての集落協定及び個別協定を対象として、次期対策における活動の継続意向や役員の見込み、協定の広域化に対する意向等を調査し、次期対策の検討に資する。

1 次期対策（R7年度～）の意向

- ① 活動継続の意向
- ② 継続意向のある協定の広域化の意向
- ③ 廃止意向のある協定の廃止理由

2 集落協定の役員の状況

- ① 役員の年齢、経験年数
- ② 継続意向のある協定の役員の見込み
- ③ 事務委託の状況と今後の意向

3 個別協定の概要

- ① 協定代表者の年齢
- ② 後継者の有無

【参考】

中山間地域等直接支払交付金実施要領等における評価に関する規定

中山間地域等直接支払交付金実施要領

第8 第三者機関の設置

- 1 国は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、令和5年8月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、令和6年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記7における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)から(9)までの措置を講ずるものとする。

1-(7) 市町村・道府県が作成する中間年評価書

【中間年評価書の内容と道府県第三者委員会の意見】

市町村・道府県は、協定活動の実施状況等の点検・評価のほか、次期対策への活動継続見込み、本制度に取り組んだことによる効果、地域活動の実態等について中間年評価書に取りまとめ、総合的に評価する。

道府県の第三者委員会は、中間年評価書の内容を検討・評価するとともに、必要な意見を付すものとする。

市町村 中間年評価書の内容

1 集落協定等の自己評価に対する市町村としての評価

(1) 協定が定めた活動や目標の達成状況に関する評価

- ① 市町村による全体評価(市町村の所見を含む)
- ② 市町村による評価の結果、△(市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる)又は×(最終年においても活動の実施が困難)とした集落協定等に対する指導・助言の状況

(2) 集落協定の話し合いと集落戦略の作成状況

- ① 集落協定の話し合いの回数(市町村の所見含む)
- ② 集落戦略の話し合いの状況(市町村の所見含む)

(3) 集落協定等からの市町村への要望(市町村の所見を含む)

2 次期対策(R7年度～)の意向

(1) 集落協定等における次期対策の意向

- ① 活動継続の意向(広域化の意向、協定廃止理由を含む)
- ② 市町村による集落協定広域化の推進方針及び廃止協定に対する働きかけの方針

(2) 集落協定等の役員の状況

- ① 役員の年齢、次期対策における役員の見込み
- ② 事務委託の意向
- ③ 集落協定の役員確保に向けた推進方針

道府県 中間年評価書の内容

1 市町村による集落協定等への全体評価に対する道府県としての評価

(1) 協定に定めた活動や目標の達成状況に関する評価

- ① 道府県による全体評価(道府県の所見を含む)
- ② 市町村による評価の結果、△又は×とした集落協定等に対する指導・助言の状況

(2) 集落協定の話し合いと集落戦略の作成状況

- ① 集落協定の話し合いの回数(道府県の所見含む)
- ② 集落戦略の話し合いの状況(道府県の所見含む)
- ③ 第三者委員会の意見

(3) 集落協定等からの市町村への要望(市町村の所見含む)

- ① 要望の内容
- ② 道府県の所見及び第三者委員会の意見

2 次期対策(R7年度～)の意向

(1) 集落協定等における次期対策の意向

- ① 活動継続の意向(広域化の意向、協定廃止理由を含む)
- ② 道府県による集落協定広域化の推進方針及び廃止協定に対する働きかけの方針
- ③ 第三者委員会の意見

(2) 集落協定等の役員の状況

- ① 役員の年齢、次期対策における役員の見込み等
- ② 事務委託の意向
- ③ 集落協定の役員確保に向けた推進方針
- ④ 第三者委員会の意見

3 アンケート調査結果に対する道府県の評価

(1) 集落協定等に対するアンケート結果

- ① 集落協定の農用地と農業集落の農用地の範囲
- ② 集落戦略作成に当たっての工夫や作成による効果
- ③ 集落協定等が本制度に取り組んだ効果等
- ④ 集落協定が実施している地域活動等
- ⑤ 個別協定の今後の経営意向等
- ⑥ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

(2) 廃止協定

- ① 協定活動をしていた農用地の現在の状況
- ② 集落の共同活動の状況
- ③ 5年後の農地やリーダー等の状況
- ④ 本制度への再度の取組意向等
- ⑤ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

(3) 未実施集落

- ① 集落のリーダーの有無や共同活動の状況
- ② 農用地の状況(5年後の状況を含む)
- ③ 本制度に取り組まなかった理由、今後の意向等
- ④ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

(4) 市町村

- ① 本制度に取り組んだ市町村における効果等
- ② 本制度の改善点
- ③ 次期対策の協定数の見込み、取組方針
- ④ 集落戦略作成による効果等
- ⑤ 市町村による農村RMOへの推進意向
- ⑥ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

2 中間年評価結果の概要

【参考】活動状況の点検・評価、集落協定等に対するアンケート調査等の目的、対象数等について

1 活動状況等の点検・評価

(1) 目的

協定活動の実施状況を点検・評価し、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進する。

(2) 点検・評価の対象協定数

| 集落協定 | 個別協定 |
|--------|------|
| 23,580 | 573 |

(3) 点検・評価の対象

R4年6月現在活動しているすべての集落協定及び個別協定。

2 次期対策の継続意向

(1) 目的

次期対策における活動の継続意向や役員の見込み、協定の広域化に対する意向等を把握し、次期対策の検討に資する。

(2) 次期対策継続意向把握の対象協定数

| 集落協定 | 個別協定 |
|--------|------|
| 23,580 | 573 |

(3) 次期対策継続意向把握の対象

R4年6月現在活動しているすべての集落協定及び個別協定。

3 集落協定等に対するアンケート調査

(1) 目的

本制度を実施したことによる効果、集落協定が行っている地域活動の実態や連携組織等のほか、廃止協定、未実施集落における農地の利用状況、地域活動の実態等を把握し、次期対策の検討や本制度の推進の在り方、中山間地域対策全般の検討に資する。

(2) アンケート調査の対象数と標本数

| | 集落協定 | 個別協定 | 廃止協定 | 未実施集落 | 市町村 |
|-------|--------|------|-------|-------|------|
| 対象数 | 23,421 | 564 | 1,568 | 6,308 | 990 |
| 標本数 | 4,681 | 564 | 626 | 1,264 | 990 |
| 標本抽出率 | 20% | 100% | 40% | 20% | 100% |

※「個別協定」及び「市町村」は対象数が少ないため全数を調査。
これ以外は市町村の事務負担軽減の観点から、層化抽出法により一定数を抽出し調査。

(3) アンケート調査の対象

① 集落協定、個別協定

R2年度に本制度を実施した集落協定及び個別協定

② 廃止協定

第4期対策末（R1年度）で活動を廃止した集落協定のうち、交付面積が10ha未満、かつ廃止理由が「5年間続ける自信がない」又は「リーダーがいない」とした集落協定。

③ 未実施集落

農林統計上の中山間地域がある市町村の中で、第5期対策において本制度を実施した協定が存在しない農業集落。

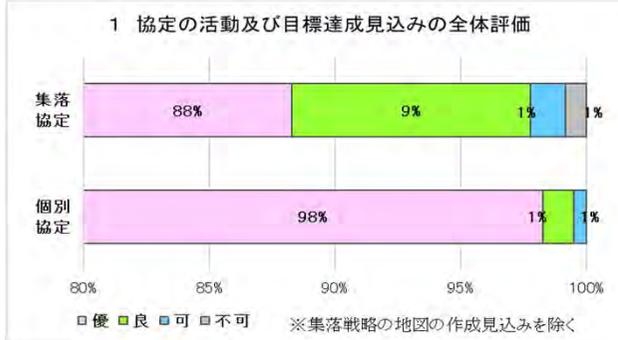
④ 市町村

R2年度に本制度を実施した市町村。

2 - (1) 市町村による協定活動の評価結果等の概要 (集落協定・個別協定)

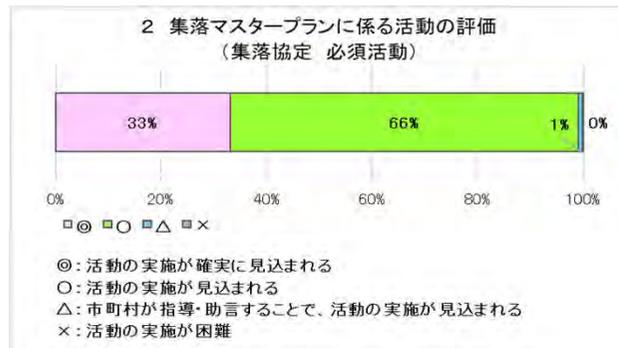
1 協定活動の全体評価

◆ 各協定の活動状況等を総合的に評価した全体評価については、集落協定・個別協定ともに、順調に活動できていると考えられる。



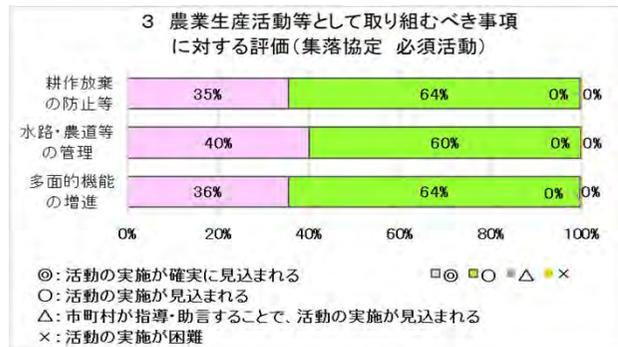
2 集落マスタープランに対する評価

◆ 集落マスタープランに基づく活動(必須)については、ほとんどの集落協定が最終年においても活動が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。



3 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価

◆ 耕作放棄の防止等、水路・農道等の管理等の活動等(必須)については、ほとんどの集落協定が最終年においても活動が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。



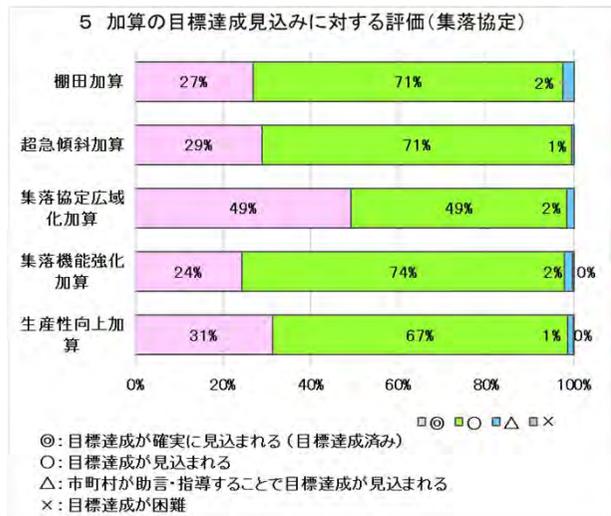
4 集落戦略作成見込みに対する評価

◆ 新型コロナウイルス感染症対策により話し合いを控えざるを得なかったことなどの理由から、最終年の末までの作成に不安がある協定が多い状況。



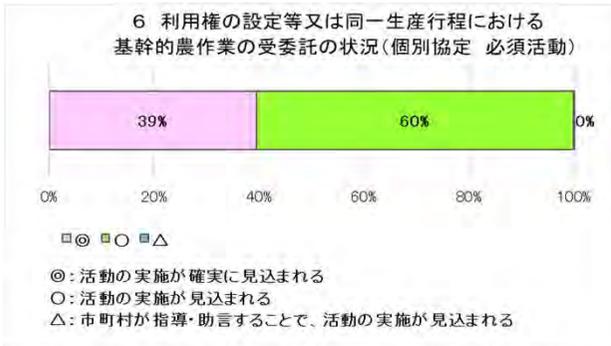
5 加算の目標達成見込みに対する評価

◆ 棚田地域振興活動加算や集落機能強化加算等の5加算については、加算に取り組んでいるほとんどの集落協定が最終年の末までに、目標達成が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。



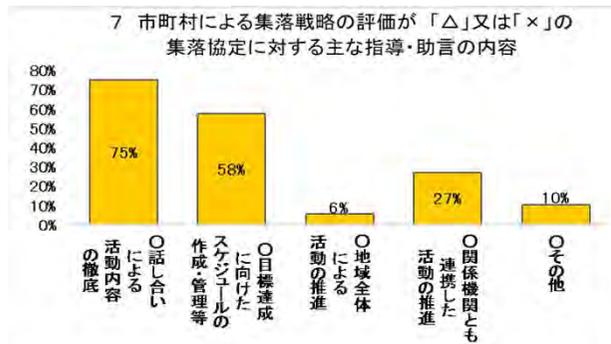
6 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業受委託に対する評価

◆ 個別協定の要件である利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業受委託については、ほとんどの個別協定が最終年においても活動が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。



7 集落戦略の評価が「△」又は「×」の協定に対する指導・助言

◆ 市町村による指導・助言については、話し合いによる活動内容の徹底や目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等が多い状況。



集落協定も指導・助言に従い真剣な話し合いと、集落戦略作成のための取組が必要。

2 - (2) 市町村による推進体制等に対する自己評価結果の概要

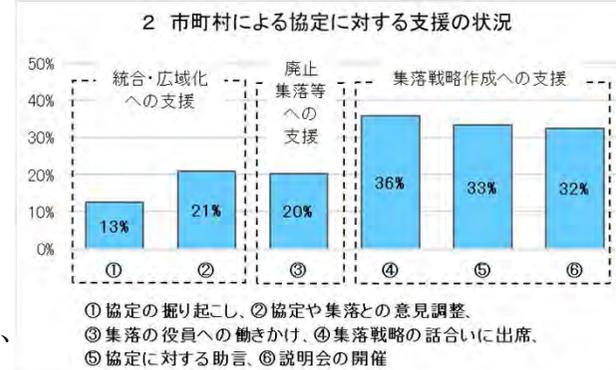
1 本制度を主として担当している職員の業務内容

◆ 本制度を主として担当している職員は、1市町村当たり1.3人。その業務については、協定書の審査や交付金の交付事務に非常に多くの時間を要している状況。

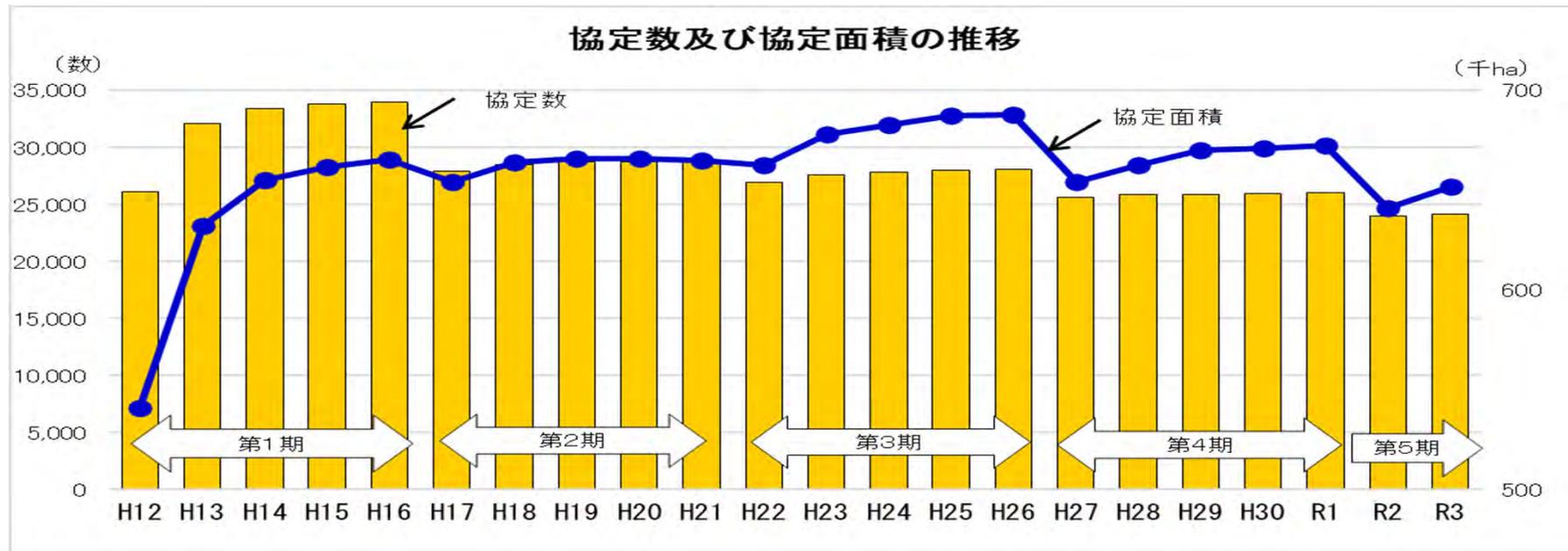


2 市町村による協定に対する支援の状況

◆ 市町村は限られた人員で、協定書の審査や集落戦略の作成支援などに多くの時間を要しており、広域化や廃止協定への働きかけなどに取り組めないことから、多様な組織の参画を得て、事務手続きや協定活動の支援を担うような仕掛けづくりが必要。



(参考) 実施状況の推移



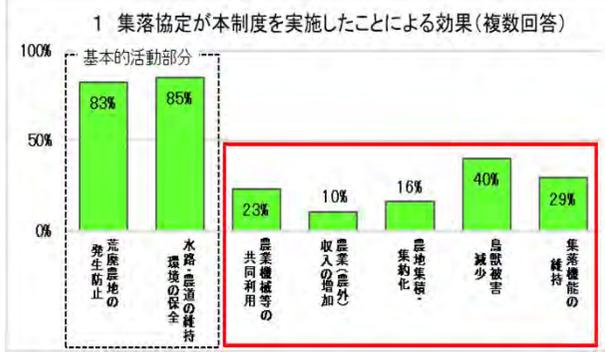
協定数及び協定面積の推移

単位: 数、千ha

| | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 第1期 | | | | | 第2期 | | | | | 第3期 | | | | | 第4期 | | | | | 第5期 | |
| 協定数 | 26,119 | 32,067 | 33,376 | 33,775 | 33,969 | 27,869 | 28,515 | 28,708 | 28,757 | 28,765 | 26,937 | 27,570 | 27,849 | 28,001 | 28,078 | 25,635 | 25,883 | 25,868 | 25,958 | 26,013 | 23,985 | 24,171 |
| 協定面積 | 541 | 632 | 655 | 662 | 665 | 654 | 664 | 666 | 666 | 665 | 663 | 678 | 683 | 687 | 688 | 654 | 662 | 670 | 671 | 672 | 641 | 652 |

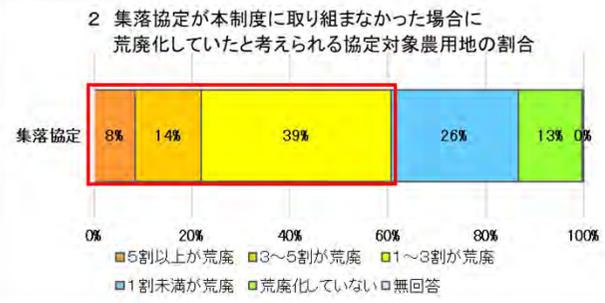
1 集落協定が本制度に取り組んだ効果

◆ 荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持の基本的活動以外に「鳥獣被害減少」「集落機能の維持」「農地の集積・集約化」にも効果。



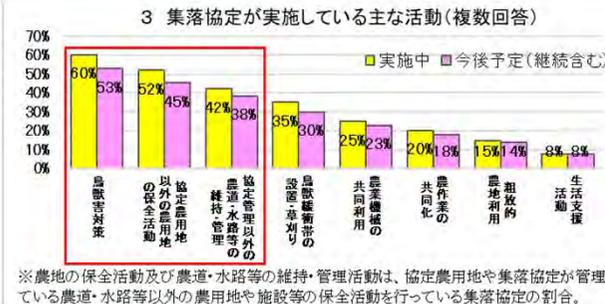
2 集落協定が第5期対策に取り組まなかった場合の農用地の荒廃状況

◆ 協定農用地の1割以上が荒廃化していたと考える集落協定が約60%あり、本制度は農用地の荒廃防止に大きく寄与。



3 集落協定が実施している主な活動

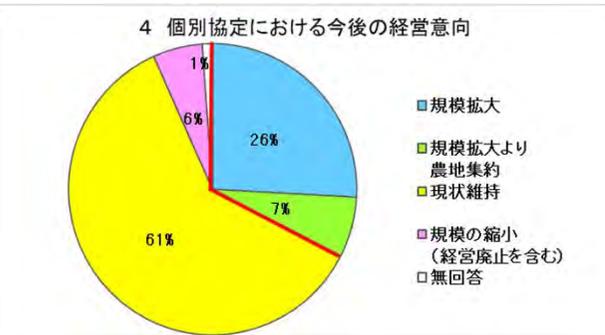
◆ 今後ともに「鳥獣害対策」を行う集落協定が最も多く、次いで「協定農用地以外の農用地の保全活動」を実施する集落協定が多い状況。



※農地の保全活動及び農道・水路等の維持・管理活動は、協定農用地や集落協定が管理している農道・水路等以外の農用地や施設等の保全活動を行っている集落協定の割合。

4 個別協定の今後の経営意向

◆ 個別協定の3割が今後、農用地の「集積・集約化」による経営の効率化を図る意向を持っている。



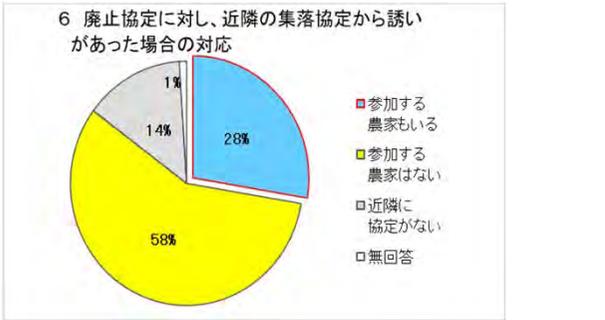
5 廃止協定が活動していた農用地の状況

◆ 6割以上の廃止協定で、活動していた農用地が不作付地や荒廃化するなど、維持・管理の程度が低下している。



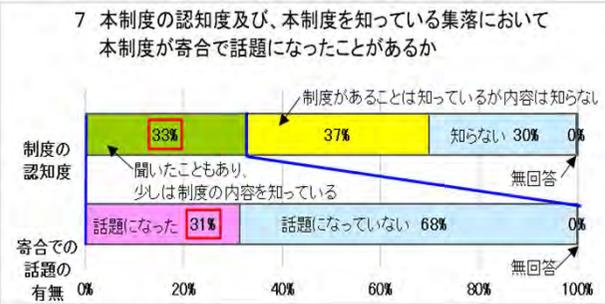
6 廃止協定に、近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

◆ 約3割の廃止協定では、「近隣の協定に参加する農家がいる」としており、こうした農家の意向把握と協定活動に参加できる仕組みづくりが必要。



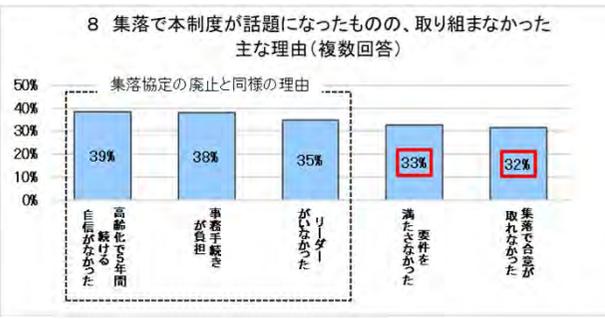
7 未実施集落における本制度の認知度、本制度が寄合で話題になったことがあるか

◆ 未実施集落の約3割が本制度の内容を知っており、このうち、寄合で本制度が話題になった集落は約3割。



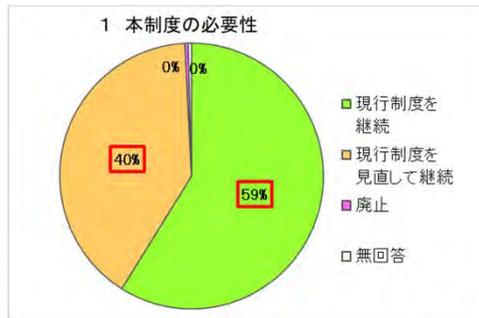
8 集落の寄合で話題になったものの、本制度に取り組まなかった理由 (未実施集落)

◆ 「制度の要件を満たさなかった」や「集落で合意が取れなかった」ため、取り組まなかった集落が約3割。



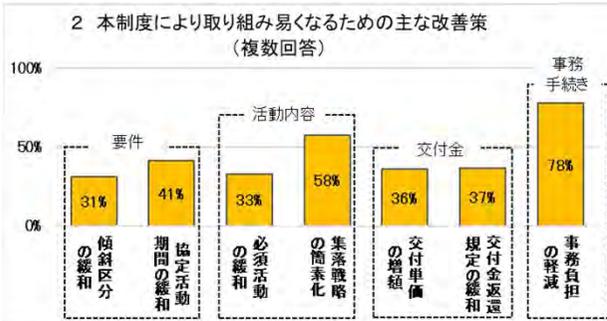
1 本制度の必要性

◆ ほぼすべての市町村が本制度の継続を要望しており、特に「現行制度を維持し継続」を要望する市町村が多い状況。



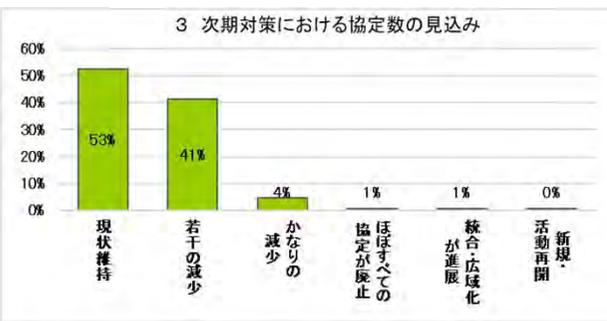
2 本制度に取り組み易くなるための有効な改善策

◆ 制度の要件や内容に係る改善要望が多い中、約8割の市町村が「事務負担の軽減」を求めており、事務手続きの見直しが課題。



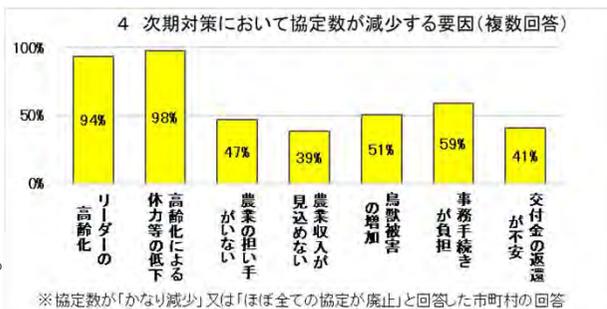
3 次期対策の協定数の見込み

◆ 「現状維持」が約5割、「若干の減少」が約4割で、協定数は概ね維持される見込みではあるが、高齢化が進む中、協定参加者や協定面積の減少が予想される。



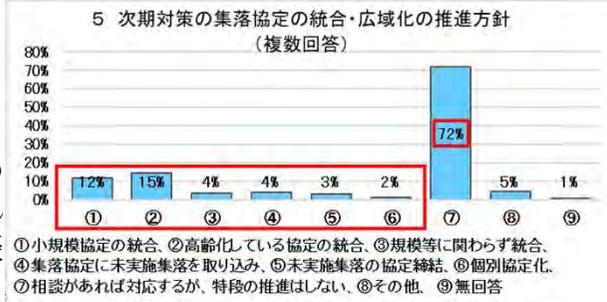
4 協定数が減少する要因

◆ 協定数が「かなり減少」又は「ほぼ全て廃止」と回答した市町村では、「高齢化」や「事務手続きが負担」として、廃止する協定が多いと見込んでいる。



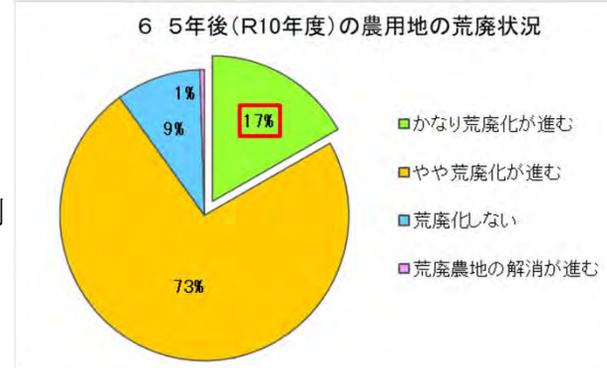
5 次期対策の集落協定の統合・広域化の推進方針

◆ 小規模協定の廃止が課題となる中、その対策として協定の統合・広域化が有効と考えられるが、約7割の市町村は「相談があれば対応する」としている



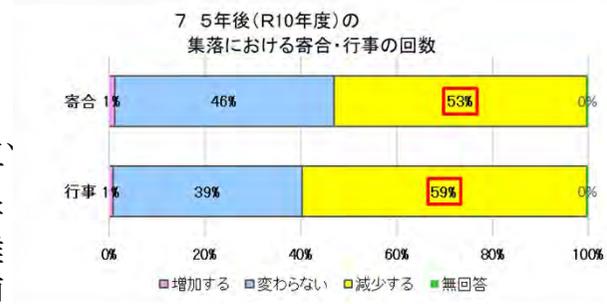
6 5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況

◆ 「かなり荒廃化が進む」と考えている市町村が約2割、「やや荒廃化が進む」が約7割となっている。



7 5年後(R10年度)の集落における寄合・行事の回数

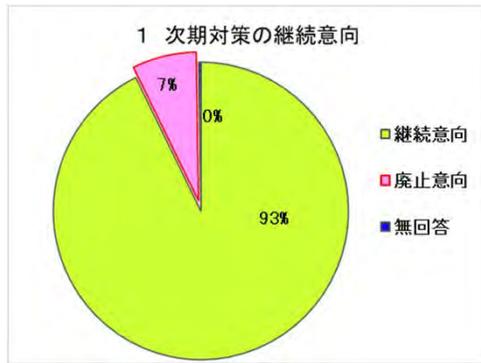
◆ 寄合の回数及び行事ともに、「減少する」と考えている市町村が多く、高齢化が進む中、寄合や行事を行うことがさらに難しくなることから、これらを補完し、地域で支え合う仕組みづくりが必要。



2 - (4) 次期対策の継続意向 (すべての集落協定)

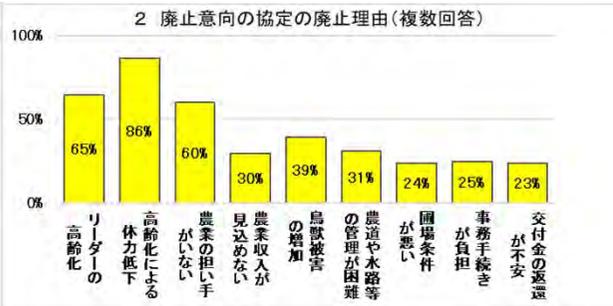
1 次期対策の継続意向

◆ 約9割の集落協定が継続の意向を示しているものの、高齢化が進む状況を踏まえると、協定参加者や協定面積の減少が予想される。



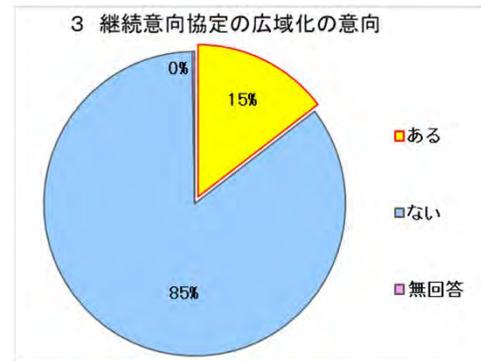
2 廃止意向協定の廃止理由

◆ 「高齢化」や「担い手がない」との利用で廃止する協定が多く、これらは第4期対策末の廃止理由と同様。



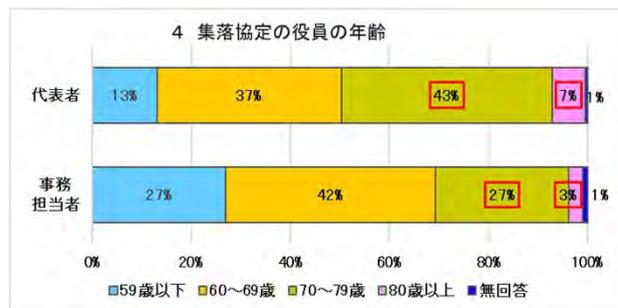
3 継続意向協定における広域化の意向

◆ 次期対策も活動を継続する意向のある協定のうち、約2割が「広域化」の意向があることから、集落協定と市町村は関係機関と一体となって広域化を進める必要がある。



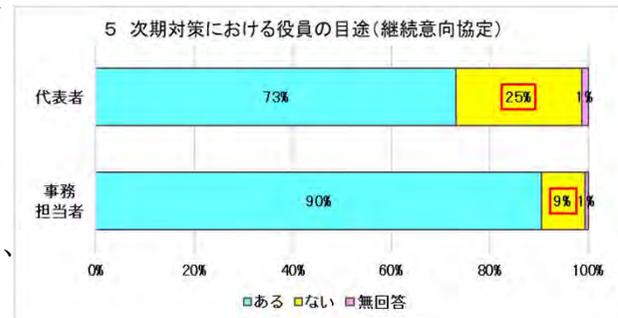
4 集落協定の役員の年齢

◆ 「70歳以上」が代表者で5割、事務担当者で3割となっており、多くの集落協定で高齢の方が協定の中心を担っている。



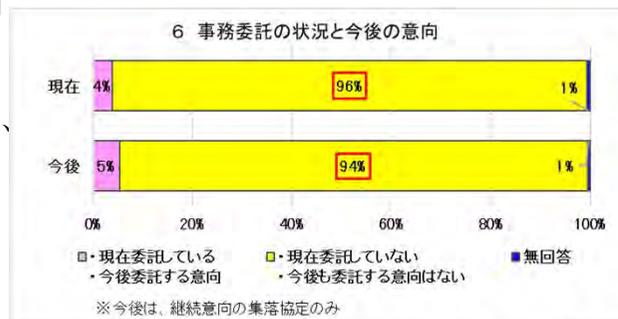
5 継続意向のある集落協定における次期対策の役員の目途

◆ 次期対策の「役員の目途がない」集落協定は、代表者で約3割、事務担当者で約1割となっており、活動の継続に向け、支援の在り方の検討が必要。



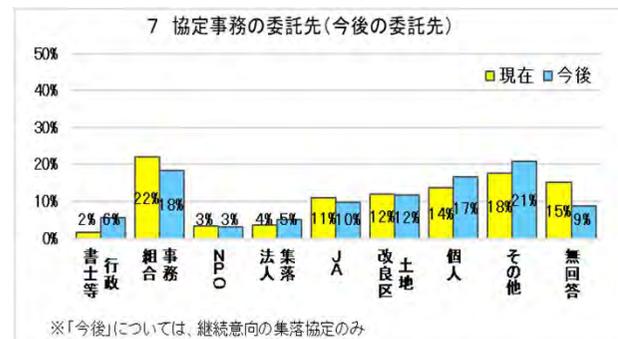
6 事務委託の状況と今後の意向

◆ 事務手続きの負担が活動廃止の理由の一つとなっている中、活動継続のためにも、事務委託は有効と考えられるが、ほぼすべての集落協定が「今後とも事務を委託する意向はない」としている。



7 事務の委託先と今後の意向

◆ 「事務組合」に委託している集落協定が多い。事務組合には、複数の協定が経費を拠出して運営するケースや、協定と多面的機能支払の活動組織が経費を拠出して運営するケースなどがある。



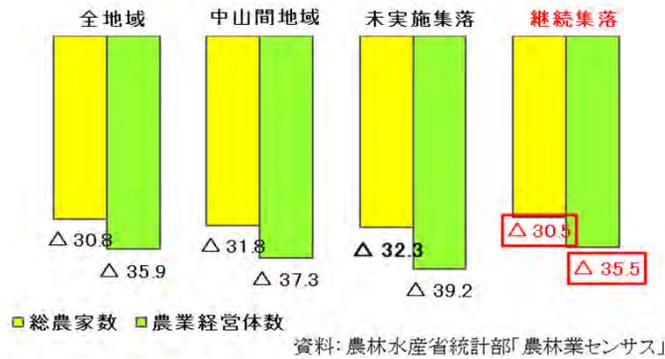
3 次期対策に向けた検討課題・検討方向

3 次期対策に向けた主な検討課題・検討方向

これまでの第三者委員会での議論や中間年評価に係る国・道府県の議論等を踏まえ、次期対策を見据えた主な検討課題や検討方向について、次のとおり整理。

1 本制度の効果と主な課題

1 総農家と農業経営体の減少率(2010年→2020年)



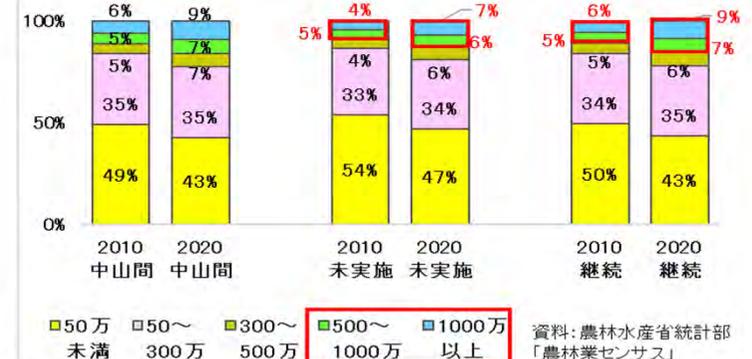
◆本制度を継続して実施している集落では、未実施集落に比べて、農家等の減少率が低いことから、本制度は**農家等の減少の抑制に貢献**していることが伺える。

2 総農家と農業経営体の平均経営耕地面積



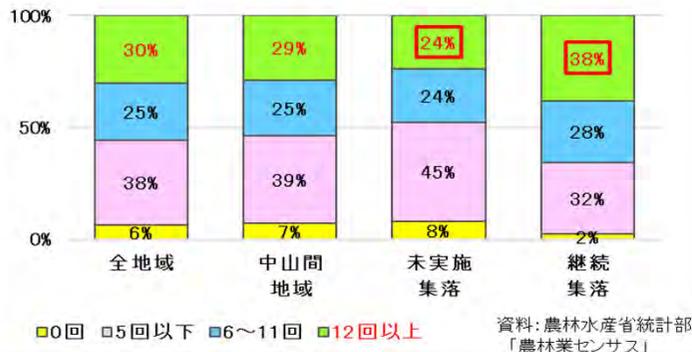
◆本制度を継続して実施している集落では、未実施集落に比べて、経営規模が拡大していることから、**農用地を維持しながら経営を継続**していることが伺える。

3 販売金額規模別経営体数の割合



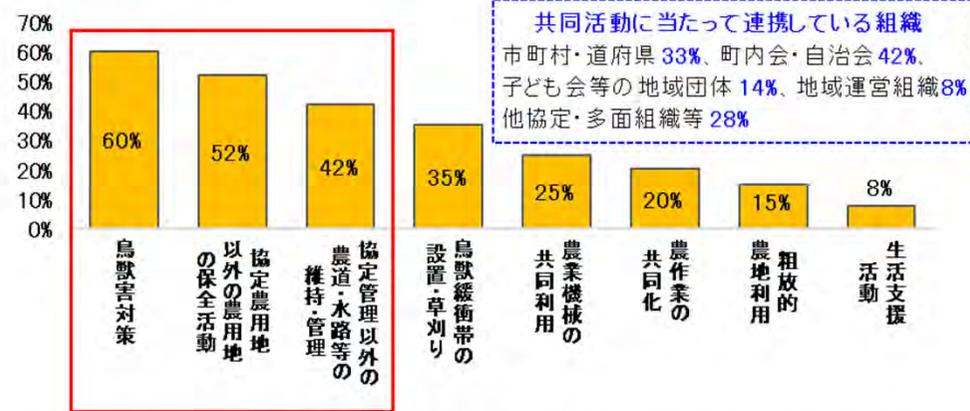
◆本制度を継続して実施している集落では、未実施集落に比べて、販売金額が500万円以上の経営体の割合が高いことから、本制度が**営農の下支えの役割**を担っていることが伺える。

4 寄合の回数別集落割合



◆本制度継続集落では、集落の寄合の回数が多いことから、本制度は**地域コミュニティの維持に貢献**していることが伺える。

5 集落協定が実施している主な共同活動(複数回答)

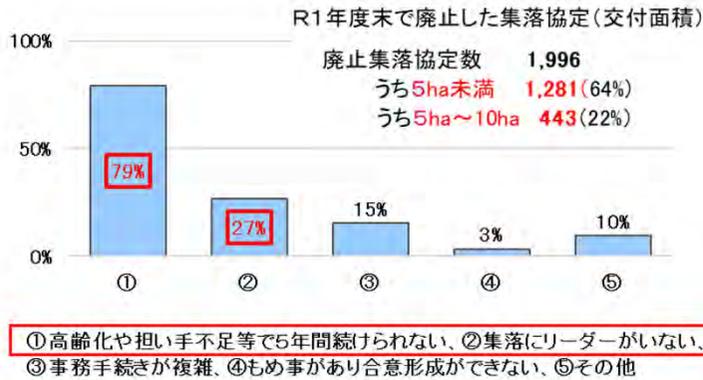


※農地の保全活動及び農道・水路等の維持・管理活動は、協定農用地や集落協定が管理している農道・水路等以外の農用地や施設等の保全活動を行っている集落協定の割合。

◆集落協定は、協定対象農用地や協定が管理している農道・水路等以外の施設等の保全・管理のほか、鳥獣害対策、機械の共同利用等を、地域の団体等と連携して活動しており、**地域営農に欠かせない役割**を担っていることが伺える。

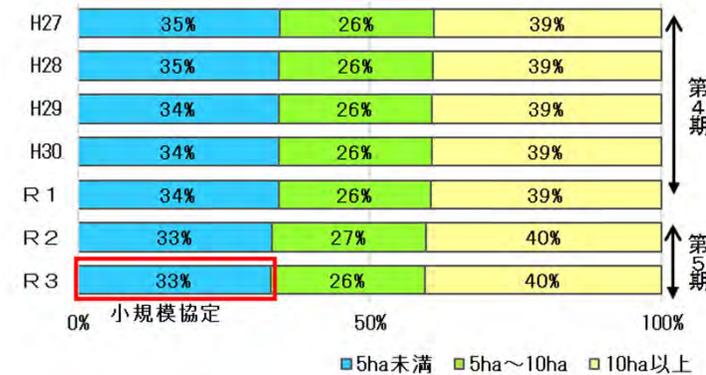
2 主な課題と、課題を踏まえた検討方向

6 集落協定の廃止理由(複数回答)



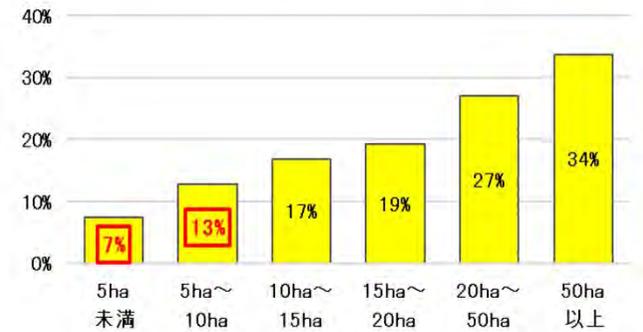
◆ 高齢化や担い手不足を理由として、集落協定が廃止されており、その多くが交付面積が5ha未満の小規模協定となっている。

7 交付面積規模別集落協定数割合



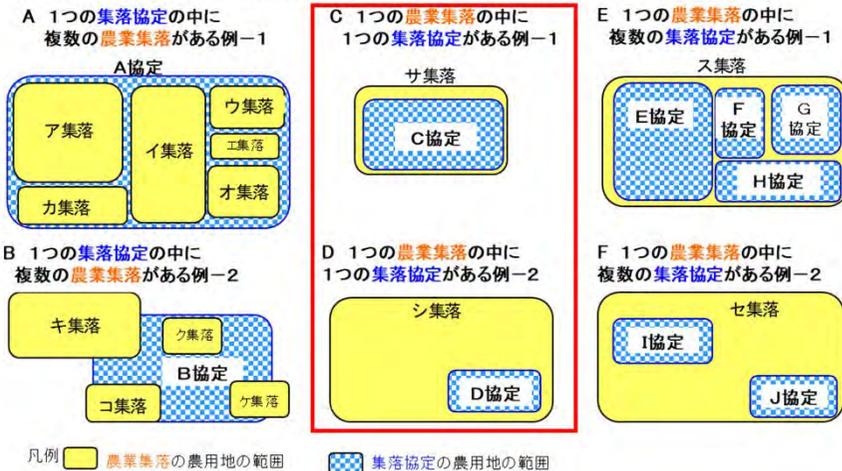
◆ 交付面積が5ha未満の小規模協定は、徐々に減少しているが、高齢化や担い手不足が進行する中で、さらに小規模協定の廃止が見込まれる。

8 協定面積規模別 加算実施集落協定数の割合(R3)

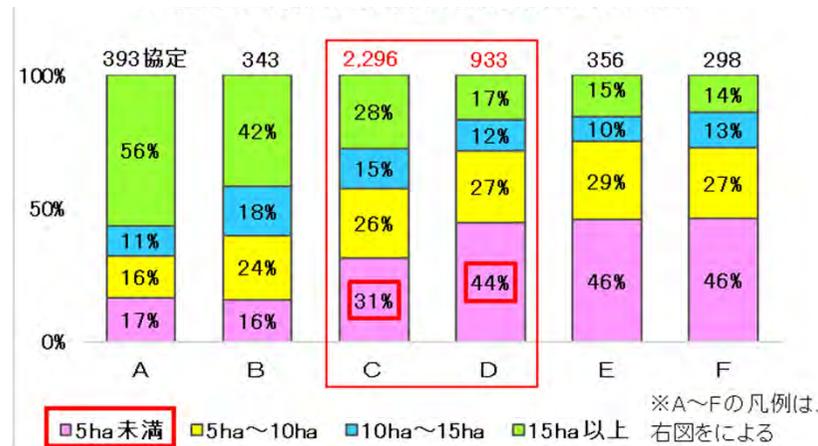


◆ 面積規模の大きな協定では、協定参加者も多く、人材も多様なことから、加算の実施率が高くなっている。一方、規模の小さな協定では実施率が低調なことから、実態等を調査し、小規模協定も前向きに活動ができるような仕組みを検討してはどうか。

(参考) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲のパターン



9 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲



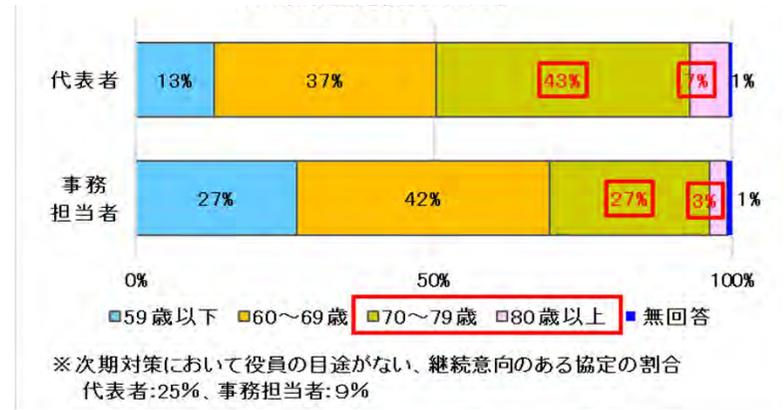
◆ 集落協定の多くが1集落1協定であり、こうした協定は担い手もほとんどいない小規模協定が多く、協定が廃止された場合には、集落の農用地の荒廃が進むため、周辺協定や多様な組織、非農業者等も参画し、共同活動が継続できる仕組みを検討してはどうか。

10 次期対策の継続意向及び継続意向協定における広域化の意向



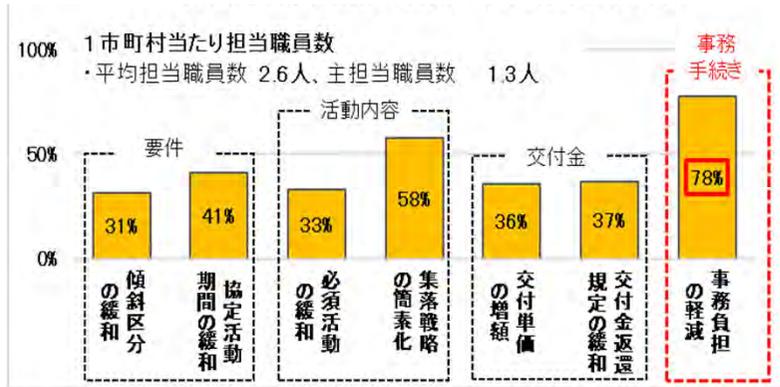
◆次期対策に**継続意向のある協定の約2割**が**広域化の意向**を持っていること、**廃止意向協定のほとんどが面積規模の小さな協定**であることから、**共同活動の継続**に向け、**地域の協定や未実施集落も参加しやすい、広域化の仕組み**を検討してはどうか。

11 集落協定役員の年齢



◆集落協定では、**役員の高齢化**が進むとともに、次期対策において**代表者の目途が立っていない協定**も多いため、**多様な組織や非農業者等が協定に関わり、役員負担を軽減**させるような仕組みを検討してはどうか。

12 本制度に対する市町村からの要望(複数回答)



◆市町村は**限られた人員**で、協定書の審査等の事務や協定への指導・助言等の支援に加え、他の業務も兼務している。また、市町村からは、**事務負担軽減の要望が多い**ことから、**事務手続きの簡素化**に加え、**多様な組織が参画し、協定事務や共同活動を支援する仕組み**を検討してはどうか。

(参考) 集落協定の姿

| | 集落協定数 | 協定農用地面積 (ha) | 1集落協定当たりの状況 | | | | | | |
|-----------|-----------|--------------|--------------|------------|--------|----------|-----------|-----------|-------|
| | | | 協定農用地面積 (ha) | 協定参加者の状況 | | | 交付金額 (万円) | 共同取組活動費割合 | |
| | | | | 協定参加者数 (人) | 非農家の割合 | 75歳以上の割合 | | | |
| 集落協定計(平均) | 23,592 | 645,715 | 27.4 | 21.3 | 4.3% | 25.2% | 219.4 | 46.4% | |
| 基礎単価 | 5,518 | 48,614 | 8.8 | 15.7 | 2.4% | 27.5% | 91.4 | 41.2% | |
| 体制整備単価 | 18,074 | 597,101 | 33.0 | 23.0 | 4.7% | 24.8% | 258.5 | 47.0% | |
| 面積規模別 | 5ha未満 | 7,809 | 23,335 | 3.0 | 9.0 | 3.1% | 26.7% | 46.2 | 44.6% |
| | 5ha~10ha | 6,226 | 45,002 | 7.2 | 15.8 | 3.6% | 26.7% | 106.5 | 45.1% |
| | 10ha~15ha | 3,289 | 40,335 | 12.3 | 21.7 | 5.0% | 26.0% | 175.4 | 46.7% |
| | 15ha~20ha | 1,919 | 33,262 | 17.3 | 27.0 | 4.3% | 25.6% | 248.0 | 46.7% |
| | 20ha~50ha | 3,331 | 99,497 | 29.9 | 37.5 | 4.9% | 25.0% | 426.0 | 46.2% |
| 50ha以上 | 1,018 | 404,283 | 397.1 | 84.4 | 4.5% | 21.8% | 1,651.5 | 47.3% | |

3 次期対策の検討に当たって参考となる国・道府県の第三者委員会における特徴的な意見等

【国 第三者委員会】

- ① 担い手の高齢化等が進み、中山間地域の農地を守る根拠が揺らいできていることから、今後は、守り切れない農地は粗放的利用することで持続性を持たせる一方、環境を守る観点を強く打ち出すなど、中山間地域の農地を守る根拠を明確にする必要があるのではないか。
- ② 高齢化などにより、農村に明るい展望が見えない中、集落では何とか活動を続けているが、今後も活動を継続してもらうためには、集落のコミュニティを再構築することが必要。
- ③ 農地を維持する制度から、地域を維持し、地域をリードする人を支える制度に見直すべきではないか。
- ④ 多面的機能確保を目的として始まった制度であるが、農業の視点だけではなく、農村の暮らしや活力、生物多様性といった視点も含めて、農村空間全体を捉えた制度としての検討が必要ではないか。
- ⑤ 制度創設から20年経過し、時代背景も変わってきたことから、活動が厳しくなっている協定については、要件を緩和する一方、交付単価を下げるなどし、協定の体力に応じた支援も必要ではないか。
- ⑥ 面積規模に馴染む加算と馴染まない加算があり、小さな協定は新しいことにチャレンジしづらいので、従来の加算措置とは別の手立てが必要。
- ⑦ 以前は、集落の同じ寄合で集落のことや農地等のことを話し合ってきたが、離農等が進み、集落の話と農地等の話は別々の寄合で行われていることから、以前のように同じ寄合で、農地等のことも地域の問題として話し合えるような仕掛けが必要。
- ⑧ 協定参加農家だけで活動することに限界が来ており、プッシュ型支援など、外部の力を活用する仕組みづくりが必要。
- ⑨ 多様な組織や人々の参画や連携を図るためには、その団体等が協定活動に参加する意義が明確となるような仕掛けが必要ではないか。
- ⑩ この制度により、農村の景観やくらしが守られていることを、地域みんなが認識・共有し、活動する仕掛けを作らなければ、地域一体となった活動はできないのではないかと。
- ⑪ 農村に対して関心がある人は増加しており、そうした人たちも一緒に活動に参加してもらう仕掛けを作ることで、制度の正当性の理解につながるのではないかと。
- ⑫ 協定活動の事務を担う組織には、地域の様々な情報が集まることから、既存の組織も活用することで、多様な組織との連携や活動が可能となり、事務に係る費用の軽減も図られるのではないかと。

3 次期対策の検討に当たって参考となる国・道府県の第三者委員会における特徴的な意見等

【国 第三者委員会（続き）】

- ⑬ 廃止協定の農地は荒廃してきており、守り切れない農地が出ていることから、こうした農地をケアする仕組みづくりが必要。
- ⑭ 市町村の職員数も減り、負担も大きくなっていることから、集落協定や地域活動を支援する中間支援組織とか伴走支援をする体制づくりが必要。
- ⑮ 市町村も地域振興や企画、福祉部局との連携が必要。

【道府県 第三者委員会】

- ① 守るべき農地を少人数で効率的に維持する仕組みづくりや、守れる農地を集約して条件整備や鳥獣害対策等を行うなど、地域の実情にあった農村地域づくりが必要。
- ② 高齢化が進む中、すべての農用地の維持は難しく、特に条件の悪い農用地は粗放的管理するなどの検討も必要。
- ③ 集落協定は事務作業を市町村に過度に依存しており、地域内外の組織等へ委託することで、市町村の負担軽減に繋がる。
- ④ 集落協定毎に運営方法が異なり、統合を一気に進めることは難しいため、経理事務のみ、共同活動のみなど、部分的に広域化する手法を検討。
- ⑤ 農村に住んでいない国民に対して多面的機能や農道等の維持・管理のために、交付金が交付されている背景を認識してもらうことが重要。

【食料・農業・農村政策の新たな展開方向】（R5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定（抜粋））

中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全やくらしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。

4 市町村による協定の活動状況についての評価（詳細）

4- (1) -① 協定の活動及び目標達成見込みに対する**全体評価結果**

市町村は、各集落協定等が行った点検・評価結果を評価基準に基づき活動内容毎に評価。さらに、その結果を全体評価の基準に基づき、当該集落協定等の活動全体を評価する全体評価を実施。この全体評価結果については、次のとおり。

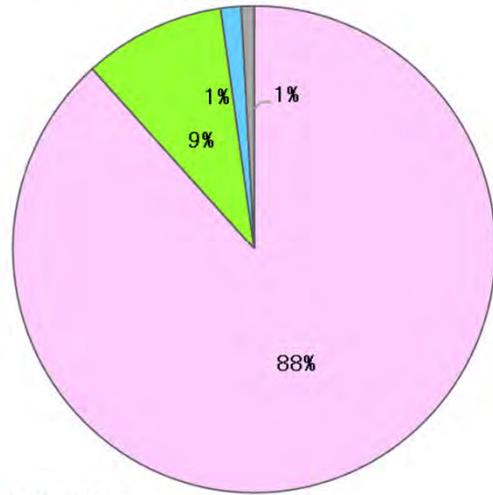
【集落協定】（評価対象集落協定 23,580協定）

○ 最終年においても、目標の達成等がほぼ確実に見込まれる活動状況が優れている「優」評価の協定は約9割、目標の達成等が見込まれる「良」評価の協定は約1割、目標の達成や活動に懸念がある「可」評価の協定と、目標の達成や活動が困難な「不可」評価の協定もわずかにあったものの、全体的に見ると活動状況は概ね順調であると考えられる。

【個別協定】（評価対象個別協定 573協定）

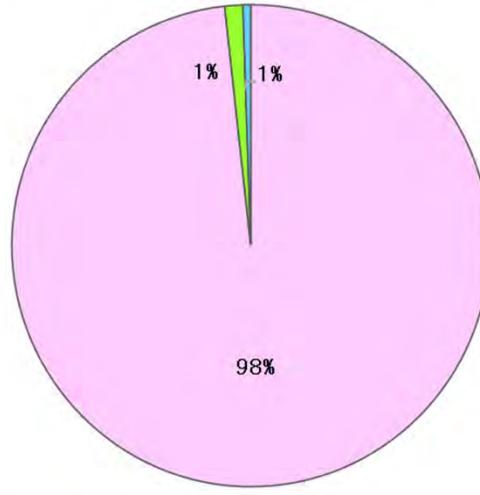
○ ほぼすべての協定が「優」評価であり、「良」と「可」評価の協定もわずかにあったものの、全体的に見ると活動状況は概ね順調であると考えられる。

集落協定の活動及び目標達成見込み
(全体評価)



□ 優 □ 良 □ 可 □ 不可

個別協定の活動及び目標達成見込み
(全体評価)



□ 優 □ 良 □ 可

1 市町村による協定に対する評価結果（全体評価）

| | 協定数 | 計 | 優 | 良 | 可 | 不可 |
|------|--------|--------|-------|------|------|------|
| 集落協定 | 23,580 | 100.0% | 88.3% | 9.5% | 1.4% | 0.9% |
| 個別協定 | 573 | 100.0% | 98.3% | 1.2% | 0.5% | — |

※集落戦略の地図の作成見込みを除く。

全体評価についての評価基準

- 優**：1から4が「◎」又は「○」であること
- 良**：1から4に「×」がなく、1と2及び4に「△」がないこと
- 可**：1から4に「×」がないこと
- 不可**：1から4に「×」があること

【集落協定】

- 1 集落マスタープランに係る活動
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項
- 3 集落戦略の作成
- 4 加算措置

【個別協定】

- 1 利用権設定等又は同一の生産工程における基幹的農作業の受委託
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項
- 3 利用権設定等として取り組むべき事項
- 4 超急傾斜農地保全管理加算

2 市町村による全体評価結果と活動内容毎の評価結果

| | 協定数 | 全体評価 | | | | | 活動内容毎の評価 | | | | | | | | | |
|----------------------|--------|--------|-------|-------|------|------|----------|-------|-------|-------|------|------|--|--|--|--|
| | | 計 | 優 | 良 | 可 | 不可 | 計 | ◎ | ○ | △ | × | 評価不要 | | | | |
| ★ 集落協定 全体評価 | 23,580 | 100.0% | 88.3% | 9.5% | 1.4% | 0.9% | | | | | | | | | | |
| 1 集落マスタープラン | 23,580 | | | | | | 100.0% | 33.1% | 66.1% | 0.8% | 0.0% | — | | | | |
| 2 農業生産活動等として取り組むべき事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耕作放棄の防止等の活動 | 23,580 | | | | | | 100.0% | 35.5% | 64.1% | 0.4% | 0.0% | — | | | | |
| 水路・農道等の管理 | 23,580 | | | | | | 100.0% | 39.9% | 59.9% | 0.1% | 0.0% | 0.1% | | | | |
| 多面的機能を増進する活動 | 23,580 | | | | | | 100.0% | 35.5% | 64.1% | 0.4% | 0.0% | — | | | | |
| 3 集落戦略の作成見込み | 18,099 | | | | | | 100.0% | 21.8% | 64.3% | 12.9% | 1.1% | — | | | | |
| 4 加算措置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 棚田地域振興活動加算 | 324 | | | | | | 100.0% | 26.9% | 70.7% | 2.5% | — | — | | | | |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | 1,803 | | | | | | 100.0% | 28.9% | 70.5% | 0.6% | — | — | | | | |
| 集落協定広域化加算 | 299 | | | | | | 100.0% | 49.2% | 49.2% | 1.7% | — | — | | | | |
| 集落機能強化加算 | 474 | 100.0% | 24.3% | 73.6% | 1.7% | 0.4% | — | | | | | | | | | |
| 生産性向上加算 | 1,533 | 100.0% | 31.3% | 67.3% | 1.3% | 0.1% | — | | | | | | | | | |
| ★ 個別協定 全体評価 | 573 | 100.0% | 98.3% | 1.2% | 0.5% | — | | | | | | | | | | |
| 1 利用権の設定等又は基幹的農作業受委託 | 573 | | | | | | 100.0% | 39.4% | 60.4% | 0.2% | — | — | | | | |
| 2 農業生産活動等として取り組むべき事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耕作放棄の防止等の活動 | 212 | | | | | | 100.0% | 29.2% | 70.8% | — | — | — | | | | |
| 水路・農道等の管理 | 194 | | | | | | 100.0% | 36.1% | 63.9% | — | — | — | | | | |
| 多面的機能を増進する活動 | 162 | | | | | | 100.0% | 26.5% | 73.5% | — | — | — | | | | |
| 3 利用権設定等として取り組む事項 | 183 | | | | | | 100.0% | 31.1% | 67.8% | 1.1% | — | — | | | | |
| 4 加算措置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | 33 | | | | | | 100.0% | 21.2% | 72.7% | 6.1% | — | — | | | | |

※集落戦略の作成見込みを除く。

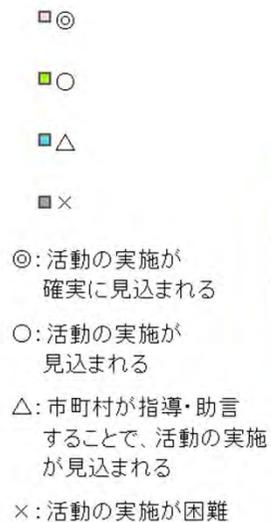
4-(1)-② 集落マスタープラン(必須)の活動に対する評価(集落協定)

集落協定に策定が義務付けられている「集落マスタープラン」(10から15年後の集落が目指すべき将来像を実現するための5年間の活動計画)について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

(評価対象集落協定 23,580協定)

○ 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約3割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約7割、市町村が指導・助言することで、活動の実施が見込まれる「△」評価の協定と活動の実施が困難な「×」評価の協定もわずかにあったものの、集落マスタープランに基づく活動は、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 集落マスタープランに係る活動の評価
(集落協定)



集落マスタープランに係る活動の評価(必須活動)

| 集落協定数 | 計 | ◎ | ○ | △ | × |
|--------|--------|-------|-------|------|------|
| 23,580 | 100.0% | 33.1% | 66.1% | 0.8% | 0.0% |

集落マスタープランの活動についての評価基準

- ◎: 最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- : 最終年においても活動の実施が見込まれる
- △: 市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×: 最終年においても活動の実施が困難

4- (1) -③ 農業生産活動等として取り組むべき事項(必須)に対する評価(集落協定)

集落協定の必須活動である「農業生産活動等として取り組むべき事項」（耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能の増進）について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

【耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能の増進】（評価対象集落協定 23,580協定）

○ 農業生産活動等として取り組むべき事項として、集落協定の必須とされている3つの活動ともに、最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約4割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約6割、市町村が指導・助言することで、活動の実施が見込まれる「△」評価の協定と活動の実施が困難な「×」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 農業生産活動等として取り組むべき事項
に対する評価(集落協定)



1 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価（必須活動）

| | 集落協定数 | 計 | ◎ | ○ | △ | × | 評価不要 |
|-------------|--------|--------|-------|-------|------|------|------|
| ①耕作放棄防止等の活動 | 23,580 | 100.0% | 35.5% | 64.1% | 0.4% | 0.0% | — |
| ②水路・農道等の管理 | 23,580 | 100.0% | 39.9% | 59.9% | 0.1% | 0.0% | 0.1% |
| ③多面的機能の増進 | 23,580 | 100.0% | 35.5% | 64.1% | 0.4% | 0.0% | — |

農業生産活動等として取り組むべき事項についての評価基準

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×：最終年においても活動の実施が困難

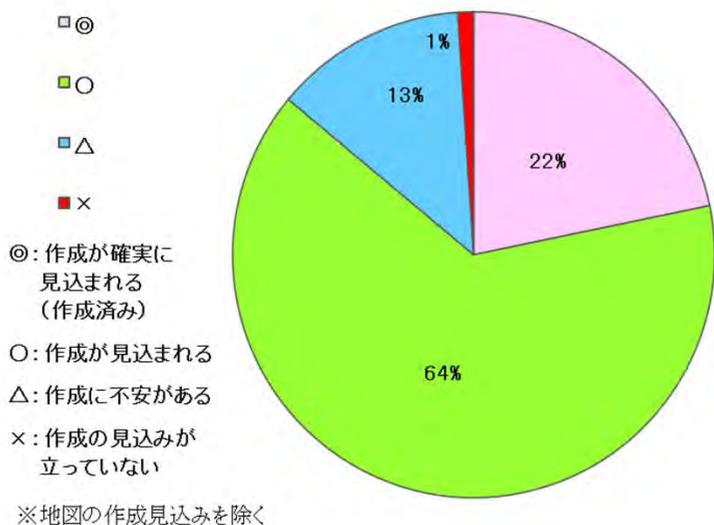
4- (1) -④ 集落戦略の作成見込みに対する評価(体制整備単価集落協定)

集落協定が交付単価の10割(体制整備単価)を受給するための要件である「集落戦略」(協定参加者の話し合いにより、6年から10年後の協定農用地や地域農業の将来像を策定するもの。)の作成見込みについて、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

【集落戦略の作成見込み】(評価対象集落協定 18,099協定)

- 最終年の末までに、作成が確実に見込まれる「◎」評価の協定が約2割、作成が見込まれる「○」評価の協定が約6割、作成に不安がある「△」評価の協定が約1割、作成の見込みが立っていない「×」評価の協定もわずかにあり、集落戦略の作成に遅れが出ている。
- 「△」や「×」の評価が多かった理由としては、新型コロナウイルス感染症対策により話し合いなどを控えざるを得なかったこと、話し合いに用いる地図の入手が難しいこと などによるものと考えられる。
- 「△」や「×」に評価された協定については、集落戦略作成のための話し合いの準備を早急に進め、話し合いに必要な地図がない場合は、集落協定の認定申請時に添付した地図(複写)の活用や市町村に相談するなど、可能な方法により地図を準備し、話し合いを始めること。
また、市町村も指導・助言内容に基づき、指導・助言を徹底するとともに、「集落戦略の策定ガイドライン(農林水産省)」や他地域の取組の紹介など、協定の状況に応じた支援が必要となる。
- なお、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月に「地域計画」が法定化されたところであり、本年度から集落協定が地域計画の協議の場に参加し、関係者との協議により作成された地域計画については、集落戦略とみなす取扱いとしたところである。
本制度と地域計画の目的は、共通するものであることから、集落協定は集落戦略作成の有無に関わらず、地域計画の協議の場に積極的に参加し、地域農業の将来の在り方や農用地の利用等について、地域の関係者と協議するとともに、計画の実現に向けた活動を地域一体で取り組むことが期待される。

1 集落戦略の作成見込みに対する評価



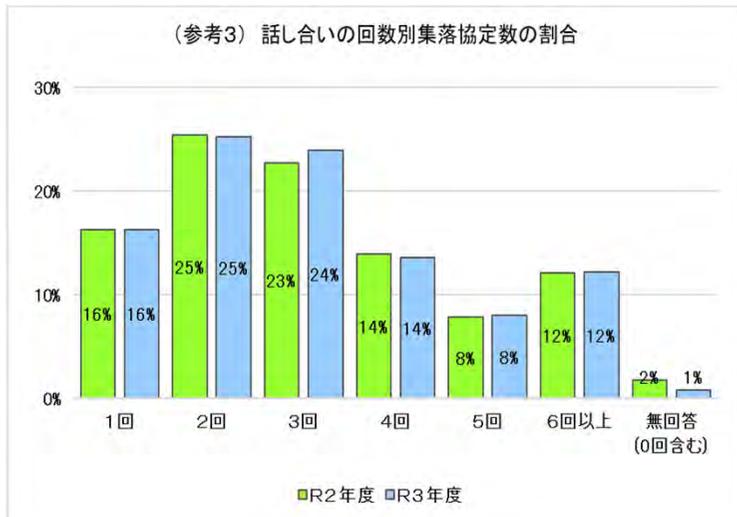
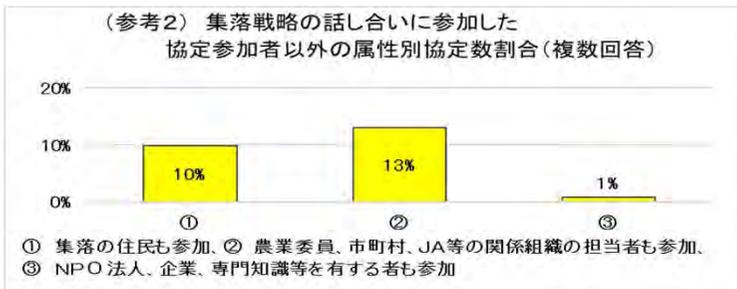
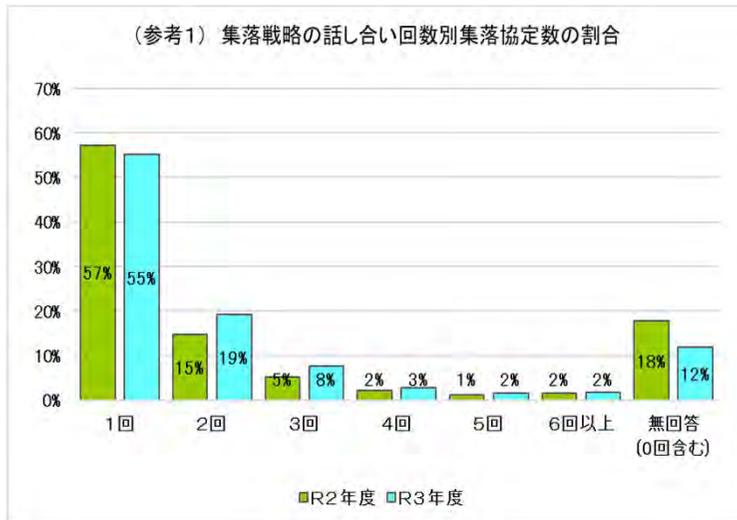
1 集落集落戦略の作成見込み(体制整備単価協定のみ)

| 集落協定数 | 計 | ◎ | ○ | △ | × |
|--------|--------|-------|-------|-------|------|
| 18,099 | 100.0% | 21.8% | 64.3% | 12.9% | 1.1% |

※地図の作成見込みを除く。

集落戦略の作成見込みについての評価基準

- ◎: 最終年までに作成が確実に見込まれる(作成済み)
- : 最終年までに作成が見込まれる
- △: 最終年までの作成に不安がある
- ×: 最終年までの作成見込みが立っていない



(参考1) 話し合いの回数別集落協定数

| | 集落協定自体の話し合い | | 集落戦略の話し合い | |
|-----------|-------------|--------|-----------|--------|
| | R2年度 | R3年度 | R2年度 | R3年度 |
| 1回 | 16.3% | 16.3% | 57.3% | 55.1% |
| 2回 | 25.4% | 25.2% | 14.7% | 19.2% |
| 3回 | 22.7% | 24.0% | 5.2% | 7.7% |
| 4回 | 14.0% | 13.6% | 2.2% | 2.8% |
| 5回 | 7.8% | 8.0% | 1.2% | 1.6% |
| 6回以上 | 12.1% | 12.2% | 1.5% | 1.9% |
| 無回答(0回含む) | 1.8% | 0.7% | 17.8% | 11.9% |
| 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 協定数 | 23,580 | | 18,099 | |

(参考2) 集落戦略の話し合いに参加した協定参加者以外の属性(複数回答)

| | |
|--------------------------|--------|
| 集落の住民も参加 | 9.9% |
| 農業委員、市町村、JA等の関係組織の担当者も参加 | 13.0% |
| NPO法人、企業、専門知識等を有する者も参加 | 0.9% |
| 協定数 | 18,099 |

4- (1) -⑤ 加算の目標達成見込みに対する評価(集落協定)

第5期対策では、「棚田地域振興活動加算」や「超急傾斜農地保全管理加算」、「集落機能強化加算」などの5つの加算を措置した。これらの加算に取り組むに当たっては、目標設定が必要であり、対策期間の末における目標達成見込みについて、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

【棚田地域振興活動加算】 (評価対象集落協定 324協定)

○ 最終年の末までに、目標達成が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約3割、目標達成が見込まれる「○」評価の協定は約7割、市町村が指導・助言することで、目標達成が見込まれる「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

【超急傾斜農地保全管理加算】 (評価対象集落協定 1,803協定)

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約3割、「○」評価の協定は約7割「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

【集落協定広域化加算】 (評価対象集落協定 299協定)

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約5割、「○」評価の協定も約5割、「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

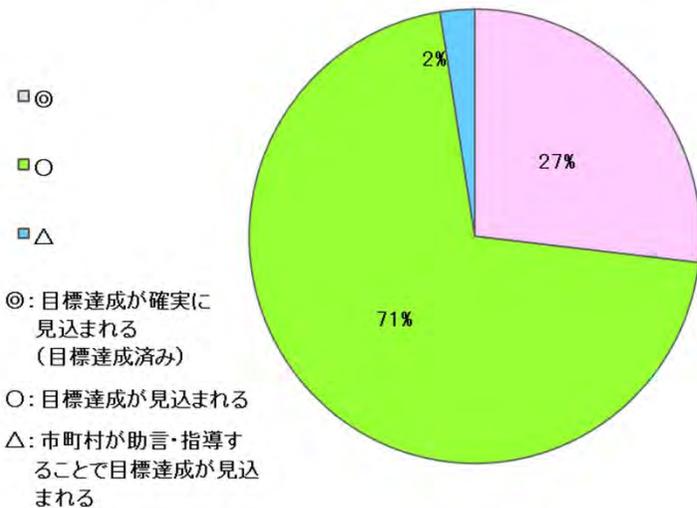
【集落機能強化加算】 (評価対象集落協定 474協定)

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約2割、「○」評価の協定は約7割、「△」評価の協定と市町村が助言したとしても目標達成が困難な「×」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

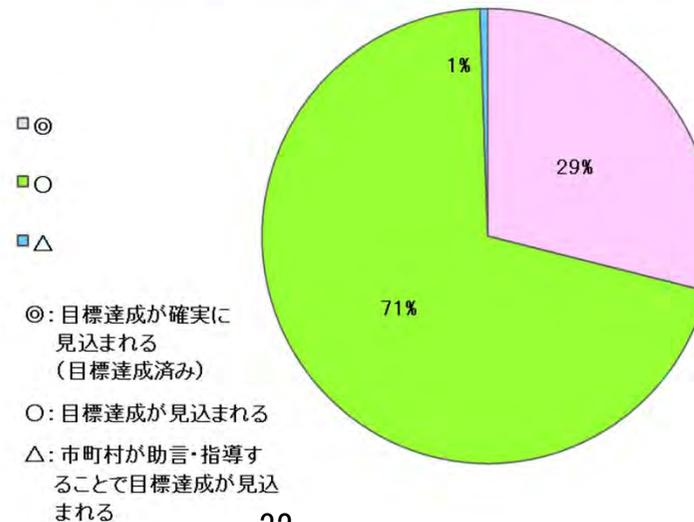
【生産性向上加算】 (評価対象集落協定 1,533協定)

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約3割、「○」評価の協定は約7割、「△」評価の協定と「×」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 棚田地域振興活動加算の目標達成見込み



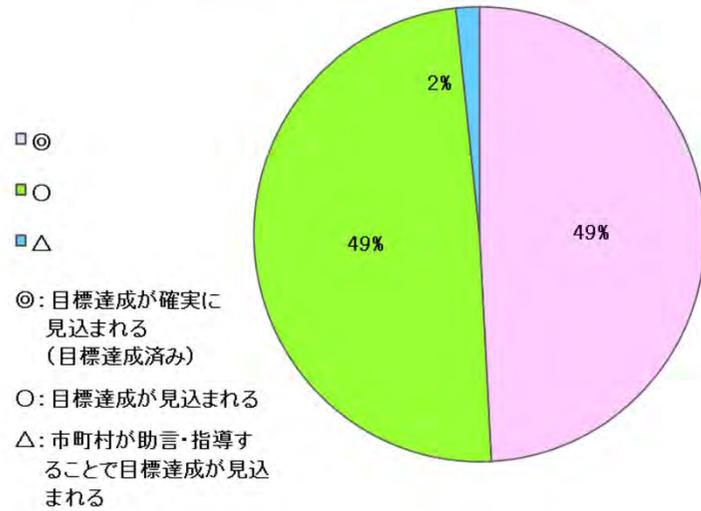
2 超急傾斜農地保全管理加算の目標達成見込み



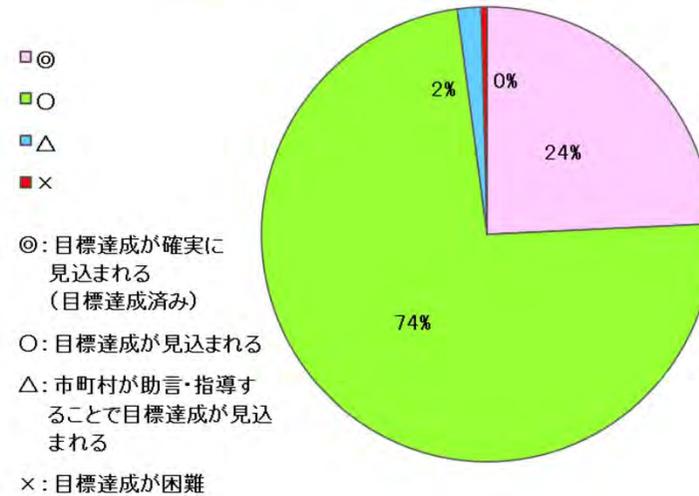
加算の目標についての評価基準

- ◎: 目標達成が確実に見込まれる (達成済み)
- : 目標達成が見込まれる
- △: 市町村が指導・助言することで目標達成が見込まれる
- ×: 市町村が助言したとしても目標達成が困難

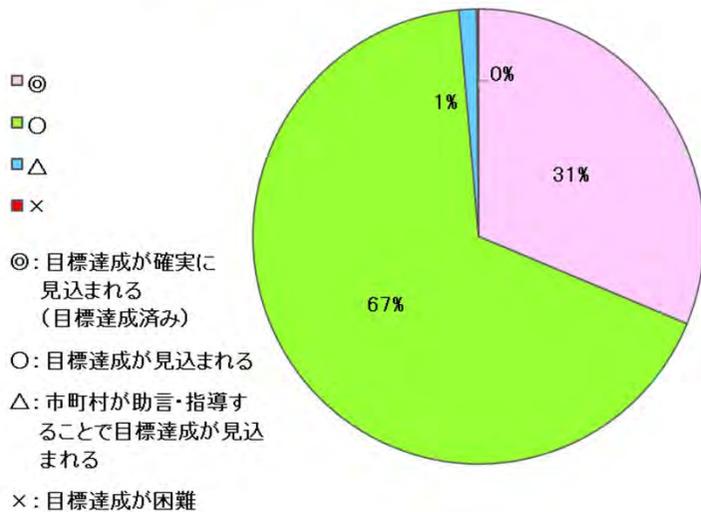
3 集落協定広域化加算の目標達成見込み



4 集落機能強化加算の目標達成見込み



5 生産性向上加算の目標達成見込み



加算の目標達成見込みに対する評価

| 加算種別 | 集落協定数 | 目標達成見込み | | | | |
|----------------|-------|---------|-------|-------|------|------|
| | | 計 | ◎ | ○ | △ | × |
| 1 棚田地域振興活動加算 | 324 | 100.0% | 26.9% | 70.7% | 2.5% | — |
| 2 超急傾斜農地保全管理加算 | 1,803 | 100.0% | 28.9% | 70.5% | 0.6% | — |
| 3 集落協定広域化加算 | 299 | 100.0% | 49.2% | 49.2% | 1.7% | — |
| 4 集落機能強化加算 | 474 | 100.0% | 24.3% | 73.6% | 1.7% | 0.4% |
| 5 生産性向上加算 | 1,533 | 100.0% | 31.3% | 67.3% | 1.3% | 0.1% |

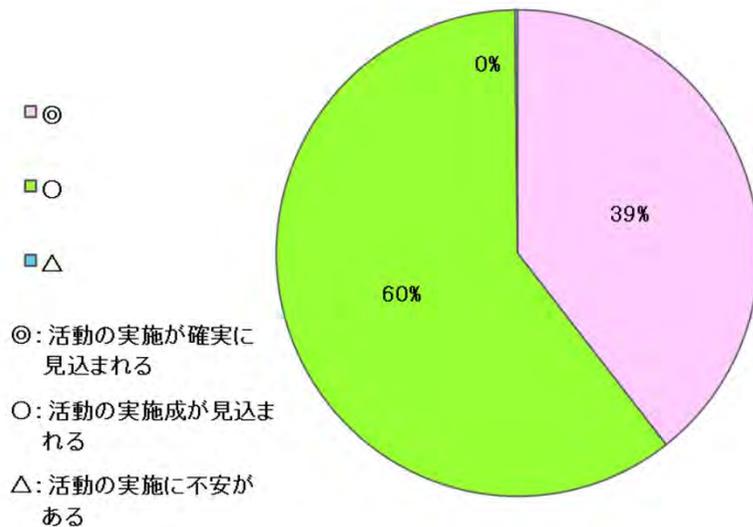
4- (2) -① 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託(必須)に対する評価(個別協定)

個別協定の要件である、「利用権設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託」(認定農業者等が利用権の設定等を受けること、又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田では、3種類以上の作業の受委託について締結するもの。)について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

(評価対象個別協定 573協定)

○ 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約4割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約6割、市町村が指導・助言することで、活動の実施が見込まれる「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されているものと考えられる。

1 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託の状況(必須)



1 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託の状況(必須)

| 個別協定数 | 計 | ◎ | ○ | △ | × |
|-------|--------|-------|-------|------|---|
| 573 | 100.0% | 39.4% | 60.4% | 0.2% | — |

利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託に対する評価基準

◎: 最終年においても活動の実施が確実に見込まれる

○: 最終年においても活動の実施が見込まれる

△: 市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる

×: 最終年においても活動の実施が困難

4- (2) -② 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価(個別協定)

自作地を協定対象農用地に含める個別協定は、「農業生産活動等として取り組むべき事項」（耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能の増進）又は「利用権の設定等として取り組むべき事項」（対策期間の最終年までに利用権設定等の面積を一定以上増加させる目標）のいずれかを選択して取り組むこととなっている。このうち「農業生産活動等として取り組むべき事項」に取り組んだ個別協定について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。（なお、個別協定が任意で「農業生産活動等として取り組むべき事項」に取り組むことも可能であり、これも含めた結果である。）

【耕作放棄の防止等の活動】（評価対象個別協定 212協定）

○ 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約3割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約7割。

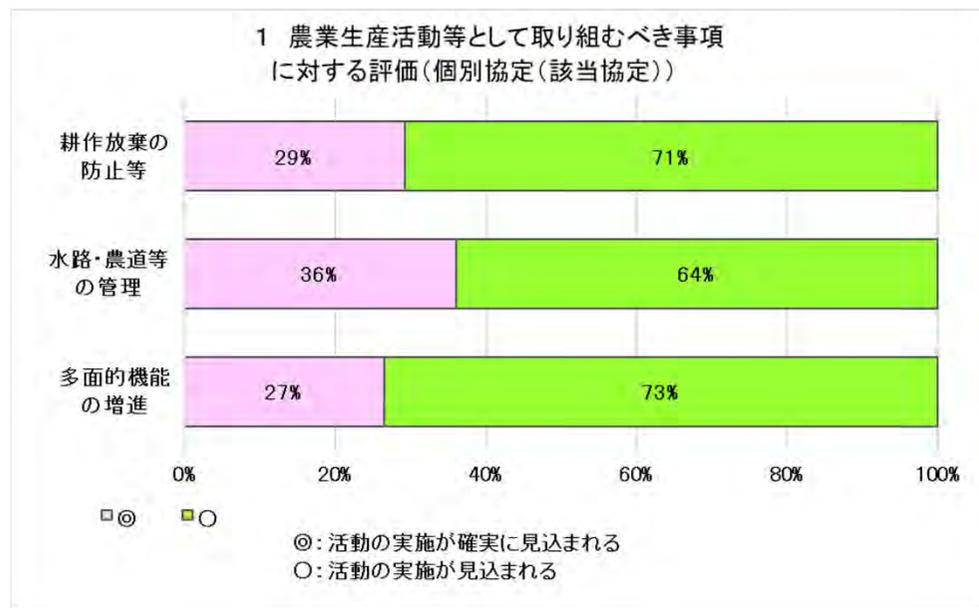
【水路・農道等の管理活動】（評価対象個別協定 194協定）

○ 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約4割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約6割。

【多面的機能の増進】（評価対象個別協定 162協定）

○ 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約3割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約7割。

○ 個別協定による農業生産活動として取り組むべき事項については、概ね順調に実施されていると考えられる。



1 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価(該当協定)

| | 対象 個別協定数 | 評価 | | | | |
|-------------|-------------|--------|-------|-------|---|---|
| | | 計 | ◎ | ○ | △ | × |
| ①耕作放棄防止等の活動 | 212 | 100.0% | 29.2% | 70.8% | — | — |
| ②水路・農道等の管理 | 194 | 100.0% | 36.1% | 63.9% | — | — |
| ③多面的機能の増進 | 162 | 100.0% | 26.5% | 73.5% | — | — |

農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価基準

- ◎: 最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- : 最終年においても活動の実施が見込まれる
- △: 市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×: 最終年においても活動の実施が困難

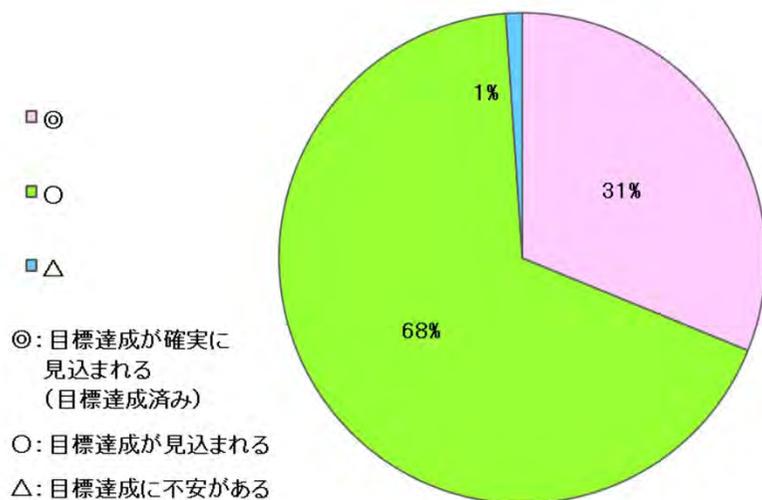
4- (2) -③ 利用権の設定等として取り組むべき事項に対する評価(個別協定)

「利用権の設定等として取り組むべき事項」に取り組んだ個別協定について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

(評価対象個別協定 183協定)

- 最終年の末までに、目標達成が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約3割、目標達成が見込まれる「○」評価の協定は約7割、市町村が指導・助言することで、目標達成が見込まれる「△」評価の協定もわずかにあったものの、利用権の設定等として取り組むべき事項については、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 利用権の設定等として取り組むべき事項
(該当協定)



1 利用権の設定等として取り組むべき事項

| 対象協定数 | 計 | ◎ | ○ | △ | × |
|-------|--------|-------|-------|------|---|
| 183 | 100.0% | 31.1% | 67.8% | 1.1% | — |

利用権の設定等として取り組むべき事項についての評価基準

- ◎：目標達成が確実に見込まれる（達成済み）
- ：目標達成が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで目標達成が見込まれる
- ×：市町村が助言したとしても目標達成が困難

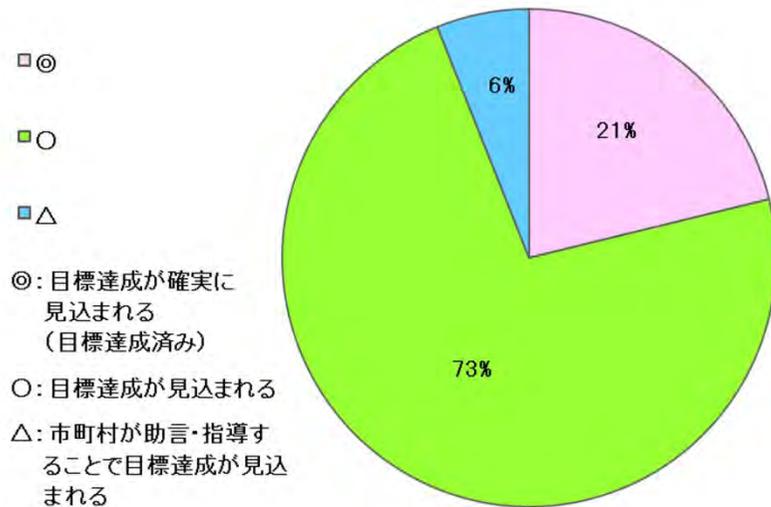
4- (2) -④ 超急傾斜農地保全管理加算に対する評価(個別協定)

個別協定が唯一取り組むことが可能な加算である超急傾斜農地保全管理加算について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

(評価対象個別協定 33協定)

- 最終年の末までに、目標達成が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約2割、目標達成が見込まれる「○」評価の協定は約7割、市町村が指導・助言することで、目標達成が見込まれる「△」評価の協定も約1割あったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 超急傾斜農地保全管理加算(該当協定)



1 超急傾斜農地保全管理加算

| 加算実施協定数 | 計 | ◎ | ○ | △ | × |
|---------|--------|-------|-------|------|---|
| 33 | 100.0% | 21.2% | 72.7% | 6.1% | — |

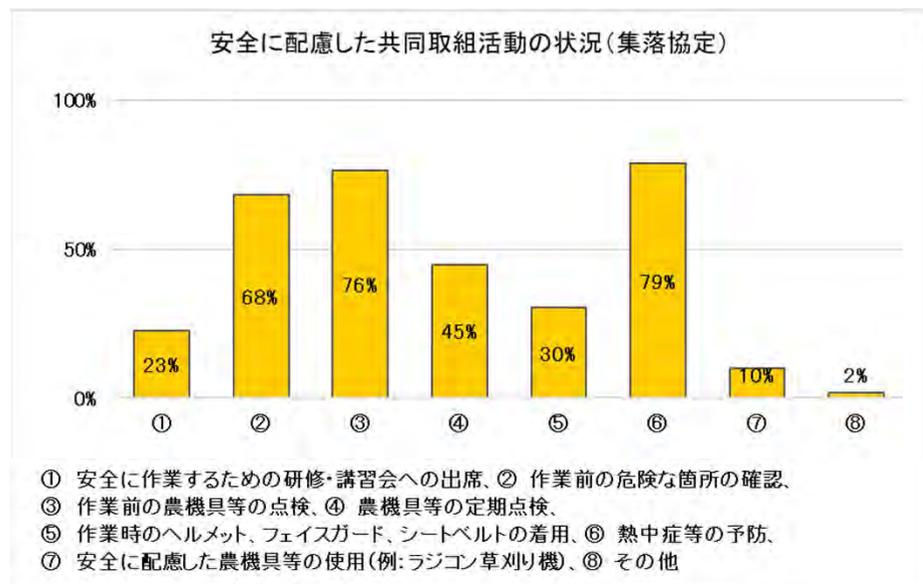
加算の目標についての評価基準

- ◎: 目標達成が確実に見込まれる (達成済み)
- : 目標達成が見込まれる
- △: 市町村が指導・助言することで目標達成が見込まれる
- ×: 市町村が助言したとしても目標達成が困難

参考1 安全に配慮した共同取組活動の状況(集落協定)

本制度では、集落協定が共同取組活動を行うに当たって、作業の安全対策の観点から、集落協定に対して機械等の定期点検や安全に機械等を取り扱うための研修会への出席を促している。今回の中間年評価に当たり、すべての集落協定に対して安全に配慮した共同取組活動の状況を調査したところであり、その結果については次のとおり。

- 安全に配慮した共同取組活動について、「熱中症等の予防」と「作業前の農機具等の点検」が最も多く約8割の集落協定が実施、「作業前の作業前の危険な箇所の確認」は約7割の集落協定が実施、「農機具等の定期点検」は約4割の集落協定が実施している。
- 集落協定による共同取組活動に当たっては、棚田の石垣や急傾斜の法面での草刈り、山腹用水路の維持・管理作業など、作業の安全に特に注意を払う必要がある場所も多いことから、安全対策を十分講じた上で、安全に配慮して作業を行う必要がある。
また、市町村も集落協定に対して下記の「共同取組活動の安全対策に関する事項」の順守について、機会を捉えて働きかけることが必要。



安全に配慮した共同取組活動の状況(複数回答)

| | |
|-------------------------------|--------|
| ① 安全に作業するための研修・講習会への出席 | 22.7% |
| ② 作業前の危険な箇所の確認 | 68.1% |
| ③ 作業前の農機具等の点検 | 76.3% |
| ④ 農機具等の定期点検 | 44.9% |
| ⑤ 作業時のヘルメット、フェイスガード、シートベルトの着用 | 30.4% |
| ⑥ 熱中症等の予防 | 78.7% |
| ⑦ 安全に配慮した農機具等の使用(例:ラジコン草刈り機) | 10.2% |
| ⑧ その他 | 1.9% |
| 計 | 100.0% |
| 集落協定数 | 23,580 |

本制度における共同取組活動の安全対策に関する事項

本制度では、集落協定が共同取組活動を行うに当たって、作業安全対策の観点から、以下の点に努めるよう促している。

- 作業環境の点検(作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等)
- 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機等)の安全な使用に関する取組の実施(研修・講習の開催又は参加等)